

平成22年度 高松市事業仕分け

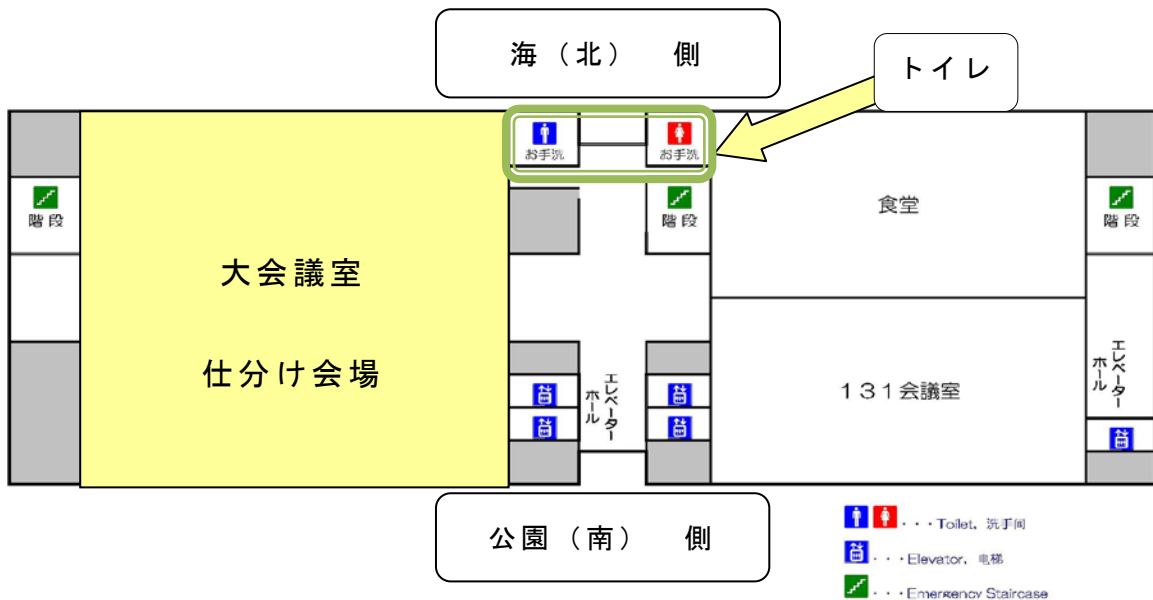
日 時 平成22年 8月 1日(日)
9:30~17:00 (受付9:00~)

会 場 高松市役所 (高松市番町一丁目8番15号)
13階 大会議室 (受付・会場)

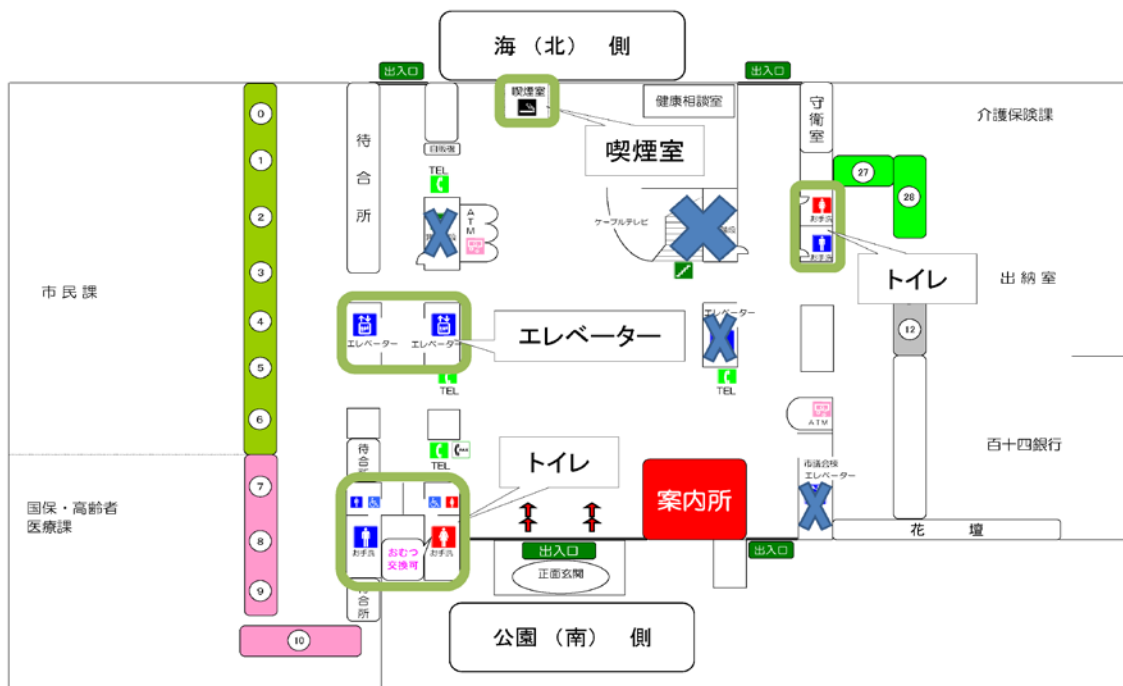
高 松 市

会場案内 (トイレのご利用は、13階、1階でお願いします)

13階平面図



1階平面図



傍聴される皆様へ

本日は、お越しいただきありがとうございます。

注 意 事 項

- ・ 傍聴はお静かにお願いします。会場の入退場、傍聴席での座席の移動は自由ですが、事業仕分け作業中は、できるだけ控えてください。
- ・ 事業仕分け作業中に、傍聴の皆様からのご意見等を受け付けることはできません。また、発言や拍手などにより、公然と意見を表明することはご遠慮ください。
(お配りしているアンケートで、傍聴の皆様のご意見をお伺いすることとしていますので、ご了承ください)
- ・ 会場内では、飲食や喫煙はご遠慮ください。
(喫煙は、1階の喫煙室でお願いします)
- ・ トイレのご利用は、13階、1階でお願いします。
- ・ 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りください。
- ・ メモ・写真撮影は構いませんが、事業仕分け作業の妨げとにならないようお願いします。
ビデオ撮影については、受付で許可を受け、指定された場所で行ってください。
- ・ その他、会場の秩序を乱し、または、事業仕分け作業の支障となるような行為をしないでください。注意事項を守らない方は、ご退場いただくことがあります。

※ 事業仕分け結果が、本市の最終判断ではありませんのでご留意ください。

仕分けでの議論や仕分け結果は、今後の事務事業の見直しの際の参考とするものです。

事業仕分けスケジュール

予定時間	事業 No.	事業名等	担当部局
9:00 ~	—	受付開始 高松市役所13階大会議室	—
9:30 ~ 9:55	—	開会 市長あいさつ 概要説明	—
10:00 ~ 10:30	1	広報たかまつ作成事業	総務部
10:35 ~ 11:05	2	防犯灯新設等助成金交付事業	市民政策部
11:10 ~ 11:40	3	寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	健康福祉部
11:45 ~ 12:15	4	市民病院給食事業	病院部
12:15 ~ 13:00	—	昼食休憩	
13:00 ~ 13:30	5	自転車等駐車場整備促進事業	都市整備部
13:35 ~ 14:05	6	高松冬のまつり補助金交付事業	産業経済部
14:10 ~ 14:40	7	環境プラザ管理運営事業	環境部
14:40 ~ 14:50	—	休憩	
14:50 ~ 15:20	8	自主防災組織育成事業	消防局
15:25 ~ 15:55	9	鉛製給水管引替工事助成金交付事業	水道局
16:00 ~ 16:30	10	奨学金支給事業	教育部
16:30 ~ 16:40	—	休憩	—
16:40 ~ 17:00	—	仕分け結果発表 講評 閉会	—

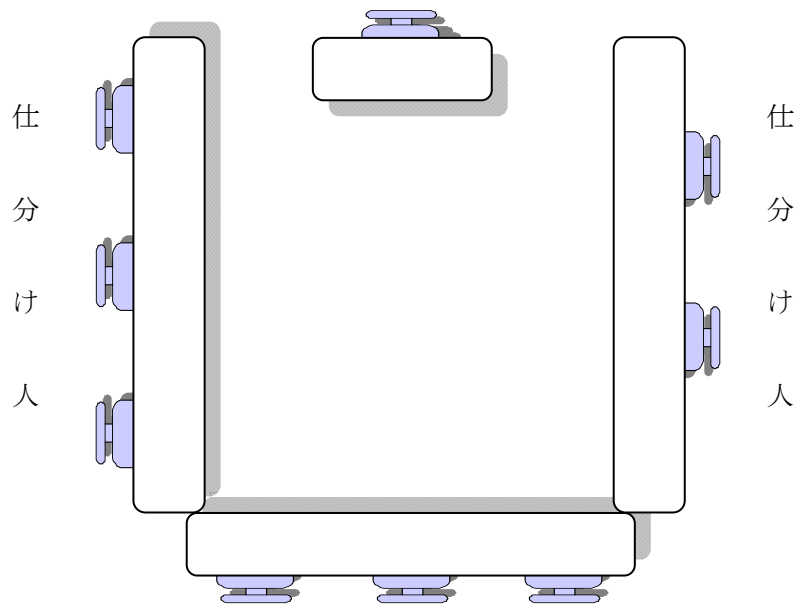
※ 仕分け作業の進捗により、時間が前後することがあります。

仕 分 け 人

役割分担		氏 名	所 属 等
構 想 日 本	コーディネーター	荒井 英明	厚木市 こども未来部こども育成課 課長
	仕分け人	石渡 進介	弁護士
		大沢 元一	財務省 主計局主査
		北村 卓也	川崎市 総務局行財政改革室
		藤城 眞	内閣府 行政刷新会議事務局 参事官
		山内 敬	前高島市副市長／ 高島一徹堂顧問

公園側

コーディネーター



市事業説明者

海側

事業仕分けの概要

市民サービスの質の向上や業務の一層の効率化に向け、事務事業の見直しを積極的に行っていくため、公開の場において、外部の客観的な視点から、見直しの方向性について議論する「事業仕分け」を、第5次行財政改革計画において戦略的取組としている「業務の総点検」の一環として実施します。

事業仕分けの成果を踏まえ、その考え方や手法を参考に、本市が担うべき役割の明確化や、事業の廃止・改善による経費削減、事業内容の向上など、一層の行財政改革に、鋭意、取り組むとともに、職員の意識改革や、市政の情報公開の徹底、市民への説明責任の全うなどを一層推進します。

<仕分け対象事業>

全事務事業のうち、市が補助金等を500万円以上支出している事業や、1,000万円以上の大規模事業から10事業を選定しました。

<実施方法>

自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する「※1 構想日本」の協力を得て、実施します。

(1) 仕分け人等の構成

※2 コーディネーター : 構想日本事業仕分けチーム 1名
仕分け人 : 構想日本事業仕分けチーム 5名

(2) 仕分け作業

1事業当たりの所要時間を30分程度として、次の手順で仕分けを行います。

- ① 本市事業担当者による事業概要説明（5分程度）
- ② 仕分け人による質疑応答・議論（20分程度）
- ③ 仕分け人による仕分け判定とコメント（5分程度）

(3) 仕分け区分

次のA～Fの6区分で仕分けを行います。

A 不要（廃止）、B 民営化、C 国・県実施、D 市実施（民間活用拡大・市民等との協働化）、E 市実施（要改善）、F 市実施（現行どおり）

(4) 仕分け結果

仕分け人の最多数を占めた区分を、仕分け結果とします。

ただし、最多数が同数の場合は、コーディネーターが判定を決定します。

※ 事業仕分けの結果が、本市の最終判断ではありませんのでご注意ください。

仕分け過程での議論や仕分け結果は、今後の事務事業の見直しの参考とするものです。

※1 「構想日本」：非営利団体（NPO）の政策シンクタンク（代表：加藤秀樹氏）

行財政改革などについて、これまでに様々な提案を行うとともに、提案した政策の実現に向けた実践活動に取り組んでいる。

事業仕分け実績：48自治体61回（横浜市・三重県など）および国の6省11回（文部科学省・環境省など）の、合計72回実施（平成22年7月5日現在）

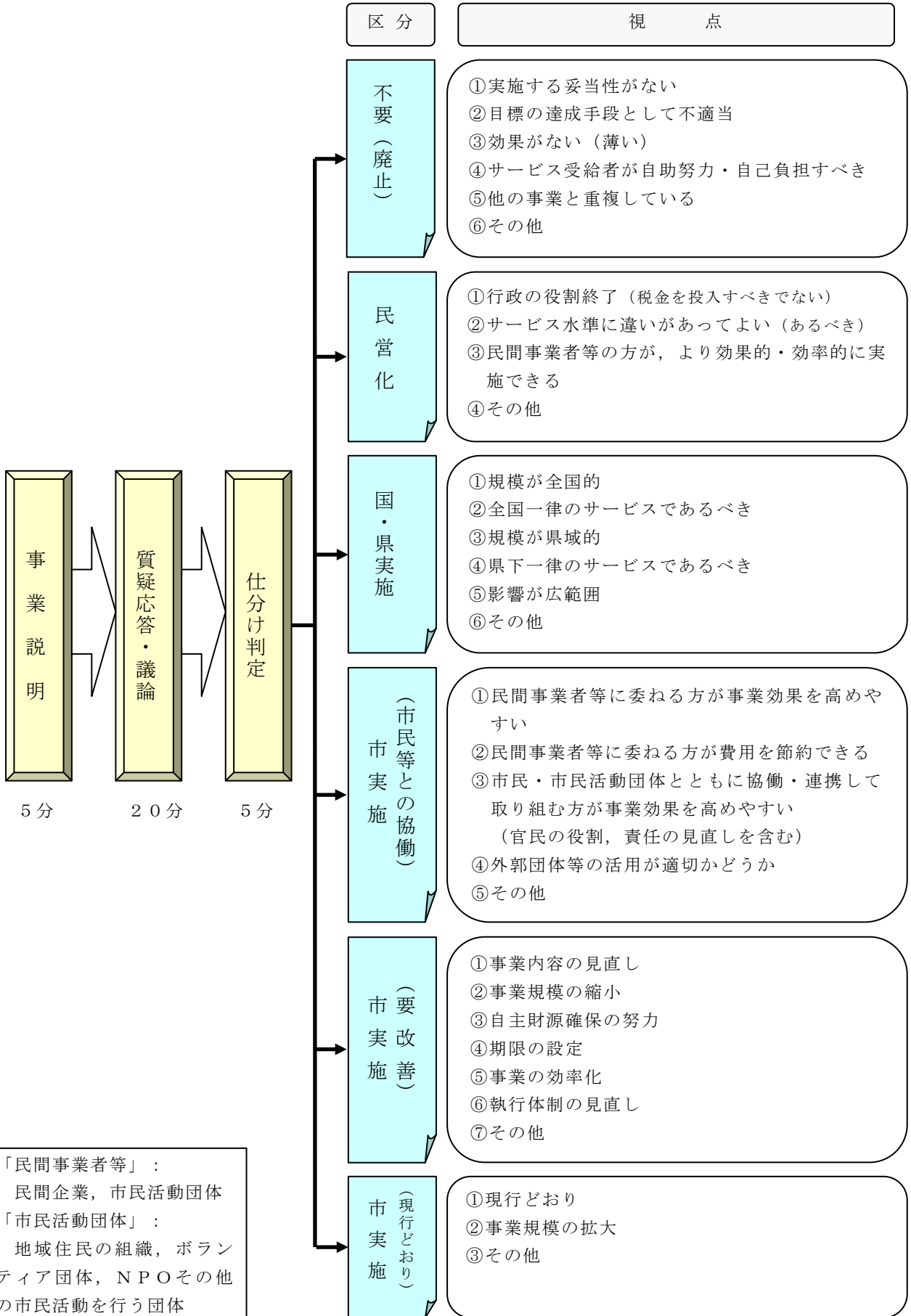
構想日本のホームページ <http://www.kosonippon.org/about/index.php>

構想日本の事業仕分け <http://www.kosonippon.org/shiwake/>

※2 「コーディネーター1名、仕分け人5名（構想日本が選出した者）」

他の自治体職員、本市に関連のない企業経営者・NPO職員等で、かつ事業仕分けの経験者

事業仕分け作業の流れと仕分け区分



「民間事業者等」：
民間企業，市民活動団体
「市民活動団体」：
地域住民の組織，ボランティア団体，NPOその他の市民活動を行う団体

「事業仕分け」とは？

<目的>

行政の事業を抽象論ではなく「現場」の視点で洗い直すことによって、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度や国と地方の関係など行財政全体の改革に結び付けていくこと

<事業仕分けの原則>

国や自治体が行なっている事業（行政サービス、政策立案事務などすべてを含む）を、

- 予算項目ごと(事務事業レベル)に
- 「そもそも」必要かどうか、必要ならばどこがやるか(官か民か、国か地方か)について、
- 外部の視点で、
- 公開の場において
- 担当職員と議論して最終的に「不要」「民間」「国」「都道府県」「市町村」などに仕分けしていく作業

<仕分け対象>

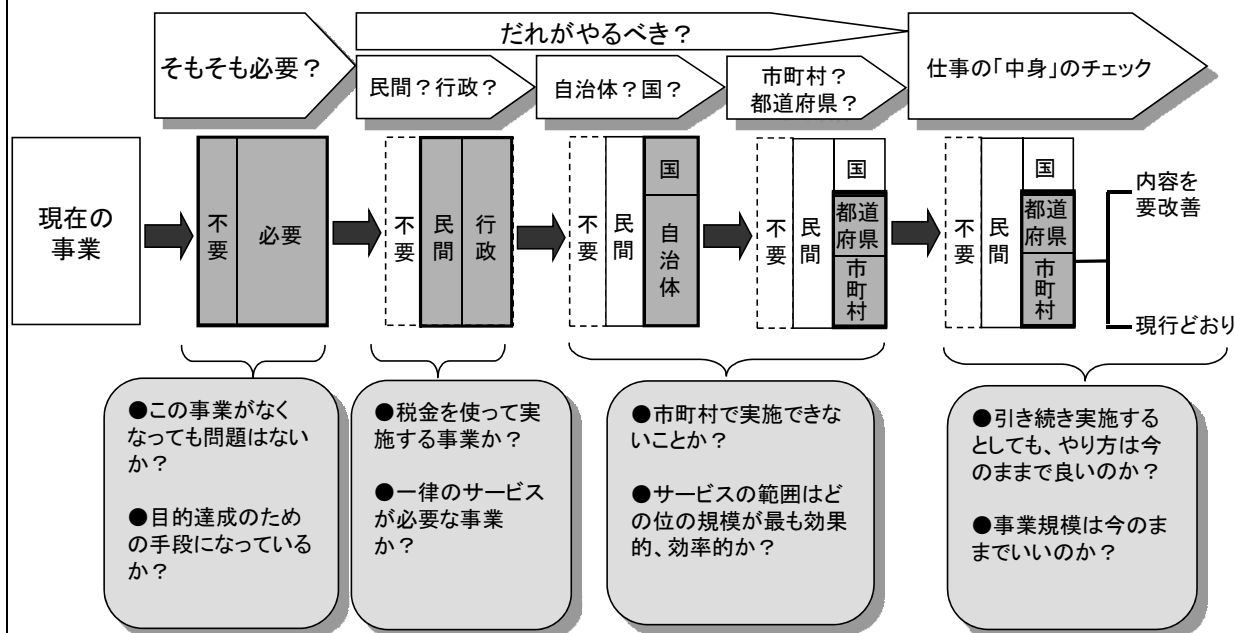
- 一般会計、特別会計の事業(すべてor抽出)

<参加者>

- 事業説明: 当該官庁または自治体の職員
- 「仕分け人」: 構想日本が編成する事業仕分けチーム



「事業仕分け」の流れ



「事業仕分け」の主なルール

- 外部の目で仕分ける。
 - 仕分けチームは、構想日本が編成する行政現場及び制度に詳しい人が中心。
- 「公開の場」で議論する。
 - 傍聴者は市民やマスコミなど多数。
- 現在の制度などは一旦脇に置き、事業の必要性や実施主体について「そもそも」から考える。
 - 「補助金をもらっているから」「制度で決まっているから」「長年やっているから」という理由を認めると現状を変えられない。
- 事業の名称ではなく、「具体的な事業内容」で判断する。
 - 中小企業支援とか青少年育成ということ自体を否定する人はいないだろうが、実際に何をしているかを聞けば評価は分かれる(例: 岩手県の「青少年育成事業」、千葉県の「小規模事業経営支援事業費補助金」)

これ以外のルールは特になし(評価の客観基準はあえて作っていない)
⇒説明者(担当職員)のプレゼンによっても評価が変わる可能性あり

「事業仕分け」作業の流れ

流れ	内容
事業説明 (約5分)	高松市の職員が、事業の要点や事業概要説明資料の補足説明を行う(仕分け人は事前に資料に目を通してあるので補足説明を中心に)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の趣旨・目的、事業内容(目標、期限等を含む)、進捗(評価方法含む)、課題など。
質疑・議論 (約20分)	仕分け人から説明者(高松市職員)に対して、仕分けの判断材料としての質問。その後、仕分け人同士で議論(議論する中での説明者への質問もあり)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨・目的の是非、達成手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など。
評価 (5分)	仕分け人が、各自「評価シート」に記入(上記議論中の記入、記入中の質問も可)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「仕分け」:「不要」、「民間」、「国・県・広域」、「高松市(要改善)」、「高松市(現行通り)」から選択。 ● 「理由」の選択(複数可)、理由や改善点の詳細などコメントを記入。 (事業主体の変更(民間の区分)については、相手の意向/能力等は、脇に置く)
結果・解説 (1分)	「仕分け」の結果について挙手による多数決。特に意見がある場合は、仕分け人から結果についての解説など。 <ul style="list-style-type: none"> ● 多数決で同数になった場合は、コーディネーター採決。 ● 作業終了時に「仕分けシート」を回収し、高松市が理由やコメントをまとめる。

1事業当り30分程度が目安。ただし、事業によっては時間の増減あり(時間調整はコーディネーターの判断)。

行政の「事業仕分け」年表 ～事業仕分けの進化～



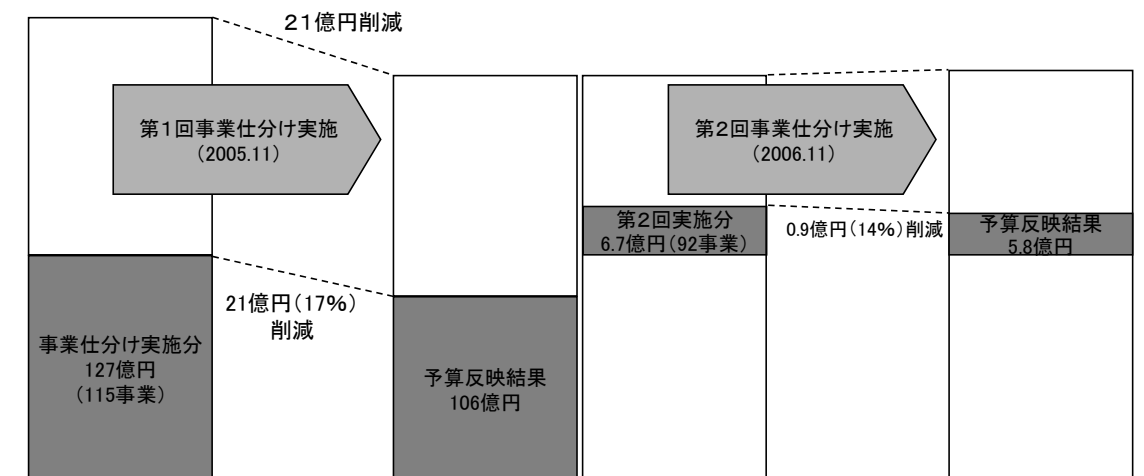
全事業仕分け		選択事業仕分け				
目的	行政の役割、国と地方の役割を定量化。自治体に対する国のコントロール(関与・規制)のあぶり出し。	各自治体の行財政改革への貢献。 予算への反映(歳出削減)、評価システムの見直し等。				
対象	すべての一般会計事業 ・「そもそも論」に立ち、基本形の5つに仕分け。	予算事業から抽出して実施(20～100事業程度) 現実論を加味し、改善提案も出すように(1事業あたり30分程度)				
自治体	2002年 岐阜県(2月) 岩手県(4月) 宮城県(5月) 秋田県(5月) 高知県(5月) 三重県(8月) 三浦市(11月) 2003年 長野県(3月) 新潟市(8月) 新潟県(10月) 2004年 多治見市(3月) 横浜市(12月) 2005年 横浜市②(9月) 千葉県(11月) 高島市(11月) 2006年 岡山市(2月・試行) 熱海市(8月) 高島市②(11月)	2007年 秋田市(1月・試行) 厚木市(8月) 滝川市(10月) 久喜市(11月)	直方市(2月) 大磯町(2月) 浜松市(5月) 草加市(6月) 甲府市(7月) 町田市(7月) 加西市(8月) 館山市(8月) 都留市(10月)	習志野市(10月) 直方市②(10月) 大磯町②(10月) 騎西町(11月) 寒川町(11月)	京都府(2月)※ 都留市②(10月) 大阪市(2月) 横浜市③(7月)※ 甲府市②(7月) 富士見市(7月) 藤沢市(7月) 加西市②(8月) 大津市(8月) 大阪市②(8月) 館山市②(9月) 広島県(12月) ※京都府、横浜市は議会主導にて実施	高浜市(6月) 所沢市(6月) 甲府市(7月) 奈良市(7月) 和光市(10月) 北茨町(10月) 足利市(10月) 京都府②(10月) 静岡県(11月) 奈良市(11月) 草津市(12月)
国			自民党: 文科省(8月) 外務省/各省 ODA(12月) 環境省(9月) 財務省(10月)		自民党: 文科省所管独法・公益法人(6月) 民主党: 国交省・農水省(6月) 内閣府行政刷新会議: 全ての省庁(11月)	内閣府行政刷新会議: 独立行政法人・政府系 公益法人(4、5月) 自民党: 内閣府その他(4月) 規制仕分け(6月)
	～2003年	～2007年	2008年	2009年	2010年	
2010年7月5日現在、計72回(48自治体61回、国11回)で実施。 行財政改革の切り札であり「戦後60年目の大掃除」						

「事業仕分け」の成果 ①



予算削減 — 高島市の予算の変化 —

平成17年度 総額 262億円 平成18年度 総額 241億円** 平成19年度 総額 242億円



事業仕分けで総額22億円を削減。毎年実施を予定しているため、更なる効果が期待できる。

* 各年度一般会計当初予算の歳出額
** 合併特別基金除く

「事業仕分け」の成果 ②

国の「コントロール」のあぶり出し

①市町村などへの事業のシフトを阻むもの

相対的な しぼりの大きさ (事業数ベース /事業金額ベース)	事業分野	「県」以外へシフトできない事業 (事業金額上位、カッコ内は金額:億円)	根拠規定
「大」 (平均上/平均上)	地方労働	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方労働委員会事務局職員給与費(1) ● 地方労働委員会委員報酬(0.4) ● 地方労働委員会事務局事務費(~0.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働組合法第19条の12、地方自治法第180条の5 ● 同上 ● 同上
	警察	<ul style="list-style-type: none"> ● 恩給及び退職年金(2) ● 上越警察署(仮称)建築費(2) ● 更新時講習業務委託費(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察法2条、36条 ● 警察法53条 ● 道路交通法108条の2
	農地	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業水利改良事業負担金(146) ● 団体営農業集落排水事業補助金(74) ● 県営農道整備工事費(42) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地改良法90条 ● 補助金要綱 ● 土地改良法第126条、補助金要綱
	教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校教育職員給与費(779) ● 中学校教育職員給与費(438) ● 小学校一般職員給与費(62) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村立学校職員給与負担法第1条 ● 同上 ● 同上
「中」 (平均下/平均上)	港湾空港	<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾改修費(64) ● 港湾海岸保全費(27) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾法33条 ● 海岸法5条
	福祉保健	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険給付費負担金(155) ● 高齢者福祉施設整備事業補助金(50) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険法123条 ● 社会福祉施設等施設(設備)整備費国庫負担(補助)金交付要綱
	総合政策	<ul style="list-style-type: none"> ● 新幹線鉄道整備事業費負担金(81) ● 地方バス路線運行維持対策費(6) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国新幹線鉄道整備法13条1項 ● バス運行対策費補助金補助金交付要綱
「小」 (平均下/平均下)	農林水産	<ul style="list-style-type: none"> ● 地すべり防止事業(37) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林法39条の3、41条、治山・治水緊急措置法2条、地すべり防止法9条
	総務他*	<ul style="list-style-type: none"> ● 私立幼稚園振興補助金(25) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 私立学校振興助成法9条
	県民生活・環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力防災対策費(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害対策特別措置法5条、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則
	土木	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園整備費(公共)(27) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園事業採択基準
	産業労働	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場適応訓練費(0.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場適応訓練実施要領
	議会		なし

* 市町村への交付や都道府県間の清算に関する事業は除く(642億円)。

「事業仕分け」の成果 ③

職員研修・住民の意識改革

自治体職員の声

- 事業本来の必要性を考えるきっかけとなった(行政内部からは問題提起されにくい)。
- しがらみの多い補助金については、外部評価が有効。
- 事業内容をわかりやすく伝える工夫(情報公開のあり方)を再考するきっかけになった。その意味で、「事業仕分け」は「対外試合」のような場。

参加住民の声

- ともすれば対立点のみが強調される民と官の関係を、こういう形で本質的な議論ができることに意義を感じた(行政職員の本音も聞けた)。
- 行政サービスは高いにこしたことはないが、そのためには、相応のお金がかかることを改めて感じた。
- 最も自分の住む街のことを考えた、行政に参加した感じがした。

事業仕分けは、「結果」よりも「経過」(侃々諤々の議論をしている過程)を重視。

各自治体「事業仕分けの使い方」 「事業仕分け後」個別自治体の状況 ①2回目実施の例

毎年度実施、市民参画のツールとして：滋賀県高島市

- 1回目(2005年)のは、構想日本チームが実施、2回目(06年)はコーディネーターのみ構想日本、仕分け人はすべて市民、3回目(07年)、4回目はすべて市民のみで実施。行財政改革と市民参画の両面を目的として実施。
⇒ 「事業仕分け」が市民に定着。行政に対して「受身」から「能動的」に

「仕分けの使い方」を変えて試行から本格実施へ：大阪市

- 本年2月に試行実施。この時は特に民間活用の拡大に焦点を当てての議論。今年度は、対象事業を民間活用に限らず、行政が行うべきこととして必要かどうかの観点から議論を行っていく。市長の強い意思と、仕分け担当課(市政改革室)の熱意により実施。

議会主導で試行から本格実施へ：京都府

- 09年2月に民主党会派が主導して試行実施(仕分け人は構想日本メンバーのみ)。仕分けの結果を踏まえて、4月現地視察、6月執行部ヒアリング、7月にとりまとめの事業仕分け(議員が仕分け人)。今年度は秋に本格実施を予定(仕分け人に議員、府民も加わり、仕分け結果をより重く。対象事業も増大)。予算執行のチェックと決定権の行使のさらなる正確化を目指す。

各自治体「事業仕分けの使い方」 「事業仕分け後」個別自治体の状況 ②2回目は実施せず、事業仕分けで得たものを他の取り組みに活かす例

事業仕分けでの「気づき」を内部評価に：埼玉県草加市

- 08年度に実施した事業仕分けでの議論を日常的な業務に生かしていこうという木下市長の意向により、事務事業評価だけではなく日常的に事業仕分けの視点で点検活動を実施。

集中改革プランの策定に事業仕分けの考え方を導入：千葉県習志野市

- 事業仕分けの議論で出た内容や考え方を踏まえて、今年度策定予定の「集中改革プラン」を策定していく。策定後、再び事業仕分け実施を検討。

実施から3年、青年会議所から2度目の実施の提言：静岡県熱海市

- 06年度に事業仕分け実施。仕分けによって1000万円以上の歳出削減。その後は行財政改革プランに基づいた改革を行っている。事業仕分け実施から3年経過し、再度公開の場で外部の視点での作業が必要との認識で、熱海青年会議所が市長に提言書を提出。現在、それを受けて議会で審議中。

国の「事業仕分け」—これまでの軌跡

自治体の「事業仕分け」(2002年2月～)

与野党
マニフェストに掲載
(2005年9月)

【民主党】

- 「国の事業見直し小委員会」をつくり、各省の政策を厳格に評価(そもそもの必要性、民間・地方への移譲等)。

【公明党】

- 首相を本部長とする「行政効率化対策本部(仮称)」を設置し、国の事業を対象に「事業仕分け作戦」を実施。

小泉総理の指示
(10月)

小泉総理が、国レベルの「事業仕分け」の実施に向け、具体案の検討を与党に指示。

- 「与党財政改革・事業仕分けに関するプロジェクトチーム」発足

「行政改革推進法」に規定(2006年5月)

【基本理念】…政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及びその実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で… (同様の内容が、「特別会計改革」と「公務員の総人件費改革」の箇所に明記)

霰ヶ関は
強く抵抗
(特に、
公開実施)

「骨太の方針2006」に規定(7月)

「経済財政諮問会議」で事業仕分けについての議論開始(2007年11月、2008年2月)

自民党、民主党ともに国の事業仕分けに着手

- 自民党:「無駄撲滅プロジェクトチーム」が2008年8月より、文科省、環境省、財務省、外務省/各省ODA、文科省所管公益法人の政策棚卸し(事業仕分け)を実施。
- 民主党:政権交代後に本格実施をするためのシミュレーションと位置づけ、党を挙げて事業仕分けに着手。
⇒無駄の排除に党派は関係ない。国民のための国政運営をするためにも「事業仕分け合戦」は重要。

2009年11月、政府の行政刷新会議ワーキンググループにて事業仕分けを実施(449事業)。

事業シート (概要説明書)

事業シート (概要説明書)					
事務事業名	広報たかまつ作成事業				
担当部局	総務部	担当所属	広聴広報課	担当係名	広報係
事業開始年度	昭和25年度	根拠法令	高松市広報発行規則, 高松市広告掲載要綱		
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施				
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理 (委託先又は指定管理者: ①新日本印刷(株), ②フクロクデザイン事務所, ③西日本放送サービス(株))				
	<input type="checkbox"/> 補助金 (補助先:)		実施主体: ()		
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
事業概要	<p>規 格: A4判, カラー, 再生紙 発行回数: 毎月1・15日 月2回 (年24回) 発行 ページ建: 【1日号】20ページ, 【15日号】16ページ 発行部数: 149,000部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政の主要施策や制度を始め, 市の新規事業や各種の行事など, 市民に役立つ情報を提供 ・ 市が主催する行事等に参加した市民の様子(写真)などを紹介 ・ (広告掲載) 民間企業等との協働により, 新たな財源確保を推進 				
事業概要のうち委託内容等(再掲)	委託内容	①印刷業務(44,830千円(平成21年度決算見込)) ②イラスト・レタリング制作(1,728千円(平成21年度決算見込)) ③広告掲載業務(△3,628千円(平成21年度決算見込))			
	委託先	<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他()			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	主に自治会加入世帯(約149,000世帯(平成21年度実績))			
	手段 (予算, 人材を使って行う内容)	広く市民に対して, 市政の主要施策や制度を始め, 新規事業や各種の行事など, 市民に役立つ情報を提供するとともに, 行事等に参加した市民の様子(写真)などを紹介する広報紙を, 毎月2回作成する。			
	意図 (目指す成果) どのような状態にしたいのか 定量的に記入	市民の市政への理解を深めながら, 市政参画を促し, 市民との協働のまちづくりを推進する。 そのためにも, 「広報たかまつ」を読んでいる市民の割合(「全ページ」または「必要な記事だけ」を読む市民の割合)が80%を超えるようにする。			
事業の必要性	今後とも, 少子・高齢化社会が進展することが予測されるが, 市政情報を確実に市民に届けることにより, 市民との協働のまちづくりを推進する媒体として, 「広報たかまつ」の果たす役割は, ますます大きくなることが見込まれるため, 引き続き作成する必要がある。				

コスト		平成21年度（決算見込）		人件費内訳			
		事業費	47,251 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	
人件費	13,675 千円	担当正職員	11,811 千円		1.5	人	
総計 (総事業費)	60,926 千円	臨時職員他	1,864 千円		1	人	
平成21年度 総事業費内訳		印刷製本費 44,830千円 委託料（イラスト・レタリング制作） 1,728千円 賃借料（DTP機器使用料） 621千円 消耗品費（インクカートリッジ、用紙等） 72千円 人件費（担当正職員） 11,811千円 （臨時職員他） 1,864千円 （参考） 広告料 △3,628千円					
総事業費 (財源内訳・単位千円)		年度	総額	財源内訳		補助金の場合 事業費の負担割合	
		H18(決算)	105,048	一般財源 100,848	その他(広告料) 4,200		
		H19(決算)	51,972	一般財源 45,462	その他(広告料) 6,510		
		H20(決算)	55,149	一般財源 51,474	その他(広告料) 3,675		
		H21(決算見込)	60,926	一般財源 57,298	その他(広告料) 3,628		
事業実績		項目	単位	H19年度	H20年度	H21年度	
		発行部数	部	150,000	149,000	149,000	
単位当りコスト (総事業費/事業実績)		発行部数1部1回当たり	円	14.44	15.42	17.04	
自己評価	実績評価 (目指す成果に 対しての実績・ 達成度)	「広報活動アンケート調査」（前回（平成19年度）実施）での評価 「広報たかまつ」を読んでいる市民の割合 （「全ページ」または「必要な記事だけ」を読むとした市民の割合）…78%					
	今後の 方向性 課題 ／ 改革案	職員によるDTP（出版物を専用パソコンで制作する）機器の操作 メリット 原稿の大幅な修正などにも、比較的容易に対応できる等 デメリット 人事異動後など、システム操作のマスターに時間がかかる 文字などを入力する作業が、一時期に大量に発生する等 広報紙の作成業務について、一層のレベルアップや効率化に向けて、校正原稿の作成（文字入力、レイアウト制作など）の業務も、新たに外部に委託し、より読みやすく分かりやすい広報紙づくりに取り組む。					
比較参考値 (他自治体での類似事 業の例など)		本市を含む中核市40市中、広報紙作成のためにDTPを使用している市・・・21市 (平成22年6月現在)					
特記事項 (周辺環境の変化等)							

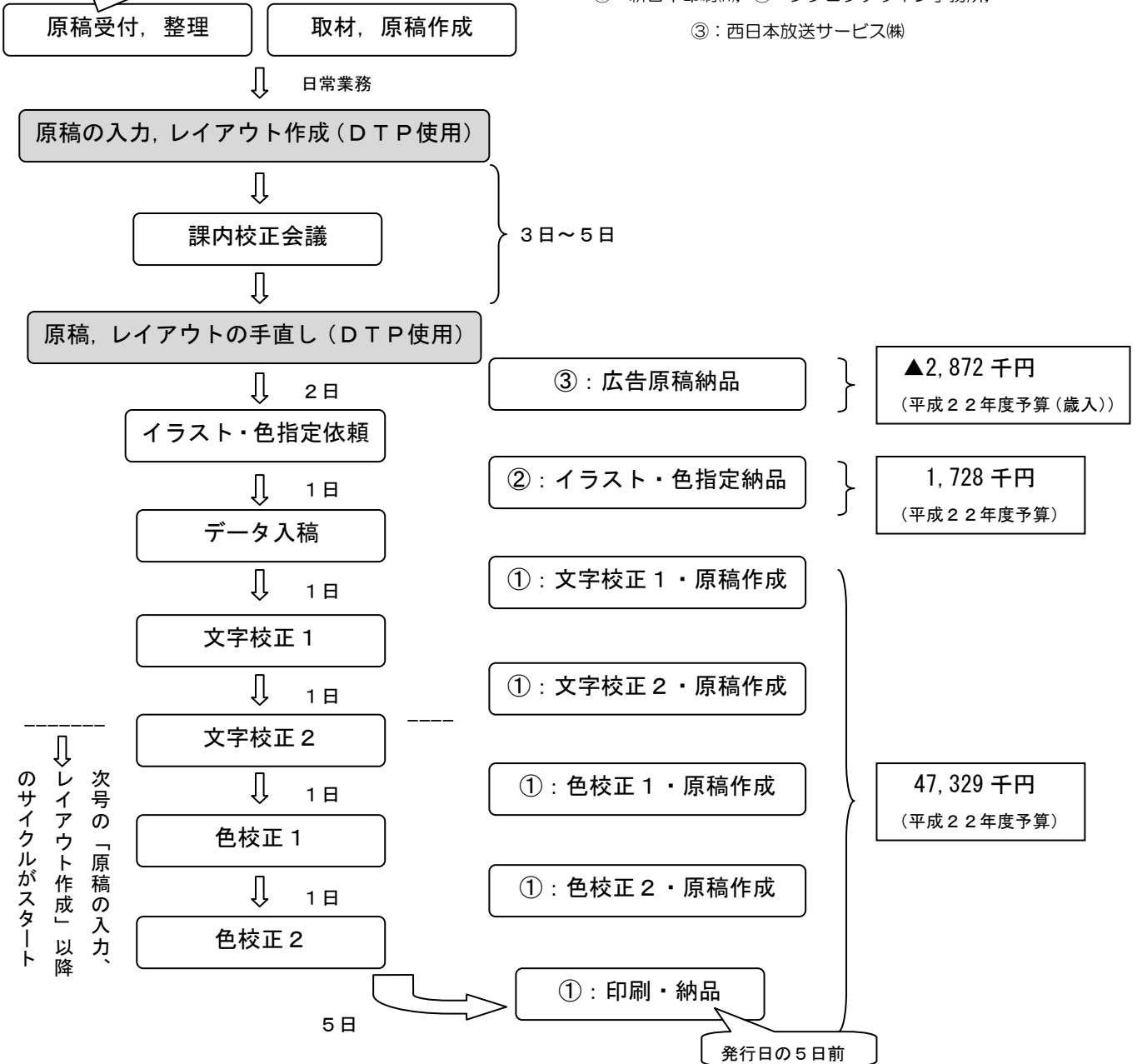
「広報たかまつ」作成業務フロー

直営業務の流れ

外注業務の流れ

締切：発行日の1か月前

- ①：新日本印刷㈱、②：フクロクデザイン事務所、
③：西日本放送サービス㈱



※ 日数は、いずれも平日ベースの日数を示す
1号当たりの業務全体に要する期間(1サイクル)は、
15日～17日

(平成22年度 事業概要 補足説明資料)

中核市における広報紙(誌)の作成状況(平成22年6月現在)

市名	発行回数	発行部数	事業費(22年度予算)	総事業費(※)	1回1部当たり	印刷以外の外注業務	DTP使用	担当者数		
函館市	月 1 回	133,000 部	57,116 千円	72,864 千円	45.7 円	編集	○	正 2 人	臨 0 人	
旭川市	月 1 回	162,000 部	88,800 千円	120,296 千円	61.9 円	企画・編集・デザイン・製本	×	正 4 人	臨 0 人	
青森市	月 2 回	125,350 部	54,402 千円	74,087 千円	24.6 円	レイアウト・DTP	△	正 2.5 人	臨 0 人	
盛岡市	月 2 回	141,200 部	45,453 千円	78,813 千円	23.3 円	—	○	正 4 人	臨 1 人	
秋田市	月 2 回	138,000 部	46,264 千円	77,760 千円	23.5 円	—	○	正 4 人	臨 0 人	
郡山市	月 1 回	109,000 部	72,333 千円	119,577 千円	91.4 円	編集・イラスト・色指定	○	正 6 人	臨 0 人	
いわき市	月 1 回	118,000 部	20,072 千円	35,820 千円	25.3 円	イラスト・色指定	×	正 2 人	臨 0 人	
宇都宮市	月 1 回	191,400 部	65,992 千円	113,236 千円	49.3 円	イラスト・色指定	×	正 6 人	臨 0 人	
前橋市	月 2 回	140,200 部	61,529 千円	104,836 千円	31.2 円	デザイン	×	正 5.5 人	臨 0 人	
川越市	月 2 回	146,000 部	59,337 千円	122,329 千円	34.9 円	イラスト	○	正 8 人	臨 0 人	
船橋市	月 2 回	216,500 部	40,805 千円	80,175 千円	15.4 円	—	○	正 5 人	臨 0 人	
柏市	月 2 回	140,000 部	60,042 千円	83,664 千円	24.9 円	イラスト・DTP	×	正 3 人	臨 0 人	
横須賀市	月 2 回	170,000 部	32,931 千円	74,165 千円	18.2 円	割付・デザイン・イラスト	○	正 5 人	臨 1 人	
富山市	月 2 回	166,000 部	81,757 千円	113,253 千円	28.4 円	—	○	正 4 人	臨 0 人	
金沢市	月 4 回	朝刊5紙に広報を掲載	47,449 千円	51,386 千円	— 円	版下データ作成・新聞への掲載等	×	正 0.5 人	臨 0 人	
長野市	月 2 回	155,800 部	99,436 千円	135,801 千円	36.3 円	色指定	×	正 4.5 人	臨 0.5 人	
岐阜市	月 2 回	140,000 部	31,679 千円	45,354 千円	13.5 円	イラスト・色味調整	○	正 1.5 人	臨 1 人	
豊橋市	月 2 回	125,500 部	40,942 千円	72,438 千円	24.0 円	特集記事以外の編集	○	正 4 人	臨 0 人	
岡崎市	月 2 回	141,000 部	103,000 千円	144,234 千円	42.6 円	撮影・取材の一部	×	正 5 人	臨 1 人	
豊田市	月 2 回	159,000 部	132,755 千円	164,251 千円	43.0 円	—	○	正 4 人	臨 0 人	
大津市	月 2 回	116,000 部	52,993 千円	69,673 千円	25.0 円	レイアウト・編集・デザイン	×	正 2 人	臨 0.5 人	
高槻市	月 2 回	156,800 部	28,724 千円	60,220 千円	16.0 円	イラスト・レイアウト(一部)・DTP	×	正 4 人	臨 0 人	
東大阪市	月 2 回	210,000 部	34,981 千円	58,603 千円	11.6 円	イラスト	×	正 3 人	臨 0 人	
姫路市	月 1 回	212,000 部	53,704 千円	85,200 千円	33.5 円	イラストデザイン・執筆(連載)・反訳等	×	正 4 人	臨 0 人	
尼崎市	月 1 回	230,850 部	49,211 千円	82,571 千円	29.8 円	—	○	正 4 人	派 1 人	
西宮市	月 2 回	220,000 部	24,935 千円	60,158 千円	11.4 円	デザイン業務(新年号)	○	正 4 人	臨 2 人	
奈良市	月 1 回	153,900 部	34,674 千円	47,272 千円	25.6 円	レイアウト・色指定・写真(一部)	○	正 1.6 人	臨 0 人	
和歌山市	月 1 回	150,000 部	35,959 千円	51,707 千円	28.7 円	イラスト・写真加工・色指定	○	正 2 人	臨 0 人	
倉敷市	月 1 回	176,000 部	37,700 千円	61,052 千円	28.9 円	—	○	正 2.8 人	臨 0.7 人	
福山市	月 1 回	200,000 部	43,880 千円	59,628 千円	24.8 円	デザイン・編集・色指定	×	正 2 人	臨 0 人	
下関市	月 1 回	126,500 部	72,523 千円	95,646 千円	63.0 円	DTP・仕分け	×	正 2.7 人	臨 1 人	
高松市	月 2 回	149,000 部	49,798 千円	62,042 千円	17.3 円	イラスト・色指定	○	正 1.2 人	臨 1.5 人	
松山市	月 2 回	246,000 部	91,234 千円	119,580 千円	20.3 円	イラスト・色指定	×	正 3.6 人	臨 0 人	
高知市	月 1 回	165,400 部	26,250 千円	49,872 千円	25.1 円	編集(一部)・イラスト・デザイン	○	正 3 人	臨 0 人	
久留米市	月 2 回	107,500 部	30,265 千円	57,614 千円	22.3 円	—	○	正 3 人	臨 2 人	
長崎市	月 1 回	167,000 部	21,589 千円	49,148 千円	24.5 円	イラスト	○	正 3.5 人	臨 0 人	
熊本市	月 1 回	315,000 部	85,252 千円	101,000 千円	26.7 円	編集・版下製作・イラスト作成	×	正 2 人	臨 0 人	
大分市	月 2 回	196,709 部	148,309 千円	181,669 千円	38.5 円	デザイン・編集	×	正 4 人	臨 1 人	
宮崎市	月 1 回	119,500 部	64,351 千円	95,847 千円	66.8 円	イラスト・図表等作成	○	正 4 人	臨 0 人	
鹿児島市	月 1 回	277,300 部	59,523 千円	106,767 千円	32.1 円	—	×	正 6 人	臨 0 人	
中核市平均	月 1.6 回	167,010 部	57,199 千円	85,990 千円	26.4 円	—	○…21市	正 3.6 人	臨 0.4 人	

金沢市を除く平均部数

金沢市を除く平均単価

(※) 総事業費(22年度予算) = 事業費 + 人件費(高松市ベースに換算)

事業シート（概要説明書）					
事務事業名	防犯灯新設等助成金交付事業				
担当部局	市民政策部	担当所属	地域政策課	担当係名	地域振興係
事業開始年度	昭和49年度	根拠法令	高松市防犯灯新設等助成金交付規程		
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 直接実施				
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）				
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（補助先：高松市連合自治会連絡協議会 実施主体：単位自治会）				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業概要	<p>夜間における犯罪の防止と通行の安全をはかるため、地域の単位自治会が所有する防犯灯の新設、移設および管球交換ならびに電気料金の助成を高松市連合自治会連絡協議会に対して行っている。</p> <p>①新設防犯灯の助成 毎年度、市の予算の範囲内で、各地区（校区）連合自治会に対し灯数配分を行い、各地区（校区）連合自治会が、単位自治会の要望を取りまとめて、補助の申請を高松市に対して行い、助成をしている。</p> <p>②防犯灯補修の助成 防犯灯が老朽化し、補修が必要となった場合に高松市が工事費の半額（上限9,000円）を助成している。</p> <p>③防犯灯移設の助成 NTT電柱建替えに伴う防犯灯の移設や自治会が自主的に行う防犯灯の移設に高松市が工事費の半額（上限9,000円）を助成している。</p> <p>④防犯灯電気料金および管球交換費用の助成 防犯灯電気料金および管球交換費用については、高松市が全額助成を行う。 (平成22年3月31日現在防犯灯設置数：26,202灯)</p>				
事業概要のうち委託内容等(再掲)	委託内容				
	委託先	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他()			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	高松市連合自治会連絡協議会・単位自治会所有の防犯灯の新設、補修、移設、管球交換、電気料金			
	手段 (予算、人材を使って行う内容)	「高松市防犯灯新設等助成金交付規程」に基づき助成する。 新設防犯灯の年間灯数の決定、既設防犯灯の維持管理を含む補助金の申請受付、審査、事業実施状況の確認、補助金交付の事務を本課職員が行っている。			
	意図 (目指す成果)どのような状態にしたいのか定量的に記入	単位自治会により、必要な場所に防犯灯が設置され、維持管理が適切に行われ、市民の夜間通行の安全を確保し、犯罪や事故の発生を抑える。			
事業の必要性	<p>本事業を廃止した場合、新設および既設灯の維持管理に要する費用が単位自治会の負担となるため、もともと自己資金の少ない単位自治会においては、大きな負担となることが見込まれる。</p> <p>防犯灯そのものは必要と考えており、単位自治会が設置・管理するという現行方式を改めるとするならば、市が設置・管理の主体となつて、維持管理等を業者委託するケースも考えられる。</p>				

コスト		平成21年度（決算見込）		人件費内訳				
		事業費	113,627 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数	
	人件費	787 千円	担当正職員		787 千円	0.1	人	
	総計 (総事業費)	114,414 千円	臨時職員他		千円		人	
平成21年度 総事業費内訳		防犯灯新設・切替事業補助金 3,864千円 防犯灯維持管理事業補助金（管球交換） 25,704千円 防犯灯維持管理事業補助金（移設・補修工事） 3,468千円 防犯灯維持管理事業補助金（電気料金） 78,365千円 防犯灯維持管理事業補助金（水銀灯等電気料金相当額） 2,226千円 人件費 787千円						
総事業費 (財源内訳・単位千円)		年度	総額	財源内訳		補助金の場合 事業費の負担割合		
		H18(決算)	114,240	一般財源		50～100%		
		H19(決算)	115,741	一般財源		50～100%		
		H20(決算)	120,955	一般財源		50～100%		
		H21(決算見込)	114,414	一般財源		50～100%		
事業実績		項目	単位	H19年度	H20年度	H21年度		
		防犯灯新設灯数	灯	205	202	184		
		防犯灯管球交換	件	7,058	7,228	6,406		
		防犯灯移設・補修工事	件	476	453	564		
単位当りコスト (総事業費/事業実績)		1世帯あたり	円	691	714	660		
		1自治会あたり	円	44,278	46,325	43,636		
自己評価	実績評価 (目指す成果に対しての実績・達成度)	数字で示すことは困難であるが、夜間における通行の安全確保や犯罪抑止に一定の効果は上がっていると思われる。 現在のところ、中心市街地における防犯灯の新設要望は減少しているが、新興住宅地となっている郊外の地区（校区）連合自治会からの要望が依然として多く、すべての設置要望には応えられていない。						
	今後の方向性課題 ／ 改革案	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理経費を抑えるためにLED型防犯灯の導入を検討する。 周囲の環境の変化により、不要となった防犯灯の撤去を行う。 自治会未加入地域の防犯灯の配備について検討が必要である。（自治会加入を促進する。） このまま防犯灯が増加し続けると、市の負担が増大することから、今後は、防犯灯新設助成に対する一部地元負担の導入を検討する。 						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		次ページ資料のとおり						
特記事項 (周辺環境の変化等)		従来は、防犯灯の要望が少なかった地域が、宅地開発等により住宅が増えたことや、往來で、凶悪犯罪が増えたことにより、防犯灯設置の要望は増加傾向にある。						

防犯灯新設等助成金交付事業

1 高松市について (H22. 4. 1 現在)

推計人口： 417,726 人 推計世帯数： 173,486 世帯
単位自治会数：2,622 組織 連合自治会数：46

2 経緯と現状：

本市では、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図るため、昭和 49 年度から単位自治会が設置および管理する防犯灯に対して、電気料金等を補助している。

- ・防犯灯設置数：26,202 灯（人口一人当たり防犯灯数 0.06，一世帯当たり 0.15）
- ・年間新規設置灯数：184 灯（平成 21 年度）

3 予算・決算額

平成 18 年度決算額

- ・新設・切替 204 灯 4,284 千円
- ・管球交換 7,033 灯 28,255 千円
- ・移設，補修 511 灯 3,156 千円
- ・電気料金 75,666 千円
- ・水銀灯等電気料金相当額 2,120 千円

平成 19 年度決算額

- ・新設・切替 205 灯 4,305 千円
- ・管球交換 7,058 灯 28,349 千円
- ・移設，補修 476 灯 2,955 千円
- ・電気料金 77,180 千円
- ・水銀灯等電気料金相当額 2,164 千円

平成 20 年度決算額

- ・新設・切替 202 灯 4,242 千円
- ・管球交換 7,228 灯 29,006 千円
- ・移設，補修 453 灯 2,834 千円
- ・電気料金 81,773 千円
- ・水銀灯等電気料金相当額 2,321 千円

平成 21 年度決算額

- ・新設・切替 184 灯 3,864 千円
- ・管球交換 6,406 灯 25,704 千円
- ・移設，補修 564 灯 3,468 千円
- ・電気料金 78,365 千円
- ・水銀灯等電気料金相当額 2,226 千円

平成 22 年度予算額

- ・新設・切替 180 灯 3,803 千円
- ・管球交換 7,200 灯 28,800 千円

・ 移設, 補修 400 灯	2,400 千円
・ 電気料金	84,939 千円
・ 水銀灯等電気料金相当額	2,449 千円

4 他都市の状況（平成 22 年 1 月鹿児島市調べによる，対象：中核市 40 市・岡山市・佐賀市・那覇市）

・ 防犯灯の設置主体

市単独	7 市
自治会単独	26 市（高松市）
市・自治会	9 市
その他	1 市

・ 設置費助成

全額助成	12 市（高松市）
一部助成	25 市
助成なし	2 市
その他	4 市

・ 電気料金助成

全額助成	11 市（高松市）
一部助成	18 市
助成なし	13 市
その他	1 市

事業シート（概要説明書）

事務事業名						寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業					
担当部局		健康福祉部		担当所属		長寿福祉課		担当係名		在宅福祉係	
事業開始年度		平成元年度		根拠法令		高松市寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱					
実施方法 (該当するものすべてにチェック)		<input type="checkbox"/> 直接実施									
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託（委託先：ワタキューセイモア）									
		補助金（補助先：_____）					実施主体：_____）				
		<input type="checkbox"/> その他（_____）									
事業概要		<p>高齢者が寝たきりや認知症などで介護や支援が必要な状態になっても、住みなれた地域社会で安心して自立生活を営むことができるよう、居宅における介護サービスの量と質の向上を図るとともに、介護保険対象外の在宅福祉サービスの充実や、増加している認知症高齢者への対策にも取り組み、要介護高齢者やその家族の支援を図っている。</p> <p>こうした事業の一環として、寝たきり高齢者・認知症高齢者および尿失禁を伴う過活動膀胱の高齢者に対し、日常生活を支援するため、紙おむつを給付し、福祉の増進を図っている。</p>									
事業概要のうち委託内容等（再掲）		委託内容		対象者宅へ2カ月に一度偶数月におむつを配達する。							
		委託先		<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他（_____）							
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者で、6か月以上寝たきりまたは認知症の状態であるため、おむつを必要とする者 ・市内に住所を有する80歳以上の高齢者で、過活動膀胱による尿失禁や夜間頻尿の状態がおおむね6か月以上継続しており、日常生活に支障を来しているため、おむつを必要とする者 ・生計中心者の前年分所得が800万円以下であること。 ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設に入所していないこと。 <p>【対象者の変遷】</p> <p>平成元年度 65歳以上の寝たきり高齢者を対象に制度開始。所得要件は、生計中心者の前年分所得700万円以下</p> <p>平成4年度 認知症高齢者を給付対象者に加える</p> <p>平成6年度 所得要件を生計中心者の前年分所得800万円以下に見直し</p> <p>平成17年度 80歳以上の過活動膀胱の高齢者に尿とりパッドの給付を開始</p> <p>平成20年度 寝たきり・認知症高齢者に給付している尿とりパッドの選択肢に夜間用を追加</p>								
	手段 (予算、人材を使って行う内容)		寝たきりまたは認知症による場合は、パンツタイプに換算して1か月につき60枚の紙おむつを、また、夜間頻尿による場合は、1か月につき30枚の尿とりパッドを、それぞれ2か月ごと偶数月に対象者宅に配達する。								
	意図 (目指す成果) どのような状態にしたいのか 定量的に記入		高齢者が、寝たきりや認知症などで介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域社会で安心して安全に生活できるよう、寝たきり高齢者、認知症高齢者の日常生活を支援し、福祉の増進を図る。								
事業の必要性		高齢人口の増加に伴い、寝たきりや認知症などで介護や支援が必要な高齢者も増加しており、日常生活の負担を軽減し、在宅での介護を支援するこの事業は、おむつを必要とする高齢者およびその家族にとって、必要性の高い事業である。									

コスト	平成21年度（決算見込）		人件費内訳				
	事業費	109,887 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	人件費	9,179 千円		担当正職員	7,874 千円	1	人
	総計 (総事業費)	119,066 千円		臨時職員他	1,305 千円	0.7	人
平成21年度 総事業費内訳		業務委託料 109,542千円 更新案内等発送代 345千円 人件費（正職員1人、臨時職員0.7人） 9,179千円					
総事業費 (財源内訳・ 単位千円)	年度	総額	財源内訳		補助金の場合 事業費の負担割合		
	H18(決算)	131,693	一般財源	—	—		
	H19(決算)	148,865	一般財源	—	—		
	H20(決算)	159,303	一般財源	—	—		
	H21(決算見込)	119,066	一般財源	—	—		
事業実績	項目		単位	H19年度	H20年度	H21年度	
	のべ給付人数		人	41,139	45,786	50,652	
単位当りコスト (総事業費/事業実績)	給付対象高齢者1人1月あたり		円	3,619	3,479	2,345	
自己評価	実績評価 (目指す成果に 対しての実績・ 達成度)	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつを必要とする高齢者に、広く給付できている。 ・在宅で寝たきりや認知症高齢者の介護を行っている家族への支援が図られている。 					
	今後の 方向性 課題 ／ 改革案	高齢者が寝たきりや認知症などで介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域社会で安心して安全に暮らすためには、在宅での福祉サービスの充実が必要であるが、今後、高齢化の進展に伴い、総事業費の増加が見込まれるところであり、現在の厳しい財政状況を踏まえ、生計中心者の前年分所得800万円以下としている所得制限の引き下げ等の見直しを行い、総事業費の抑制を図りたい。					
比較参考値 (他自治体での類似事 業の例など)	平成21年度、中核市に調査を行ったが、回答のあった29市中26市（徳島市含む）が類似の事業を実施していた。 所得制限については、「制限なし」6市、「世帯の合計所得が1千万円以下」1市、「市民税非課税世帯」9市、「生計中心者が市民税非課税もしくは均等割りのみ」等の低所得の要件を設けている市が10市であった。						
特記事項 (周辺環境の変化等)							

高齢者紙おむつ給付事業

～申請上の注意～

★対象者★ 次のすべての要件に該当する人

I型（申請書：様式第1号）

- ①市内に住所を有する65歳以上の人で、
- ②寝たきり、もしくは認知症の状態が6カ月以上継続していること

II型（申請書：様式第2号）

- ①市内に住所を有する80歳以上の人で、
- ②過活動膀胱による尿失禁および夜間頻尿の状態が6カ月以上継続していること

I型II型ともに、属する世帯の生計中心者の前年分所得が800万円以下で、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、および介護療養型医療施設に入所していない方が対象となります。

※I型かII型の両方の制度の対象になる場合は、どちらか一方の給付となります。

★給付内容★

以下の紙おむつを偶数月の下旬に2カ月分ずつ、無料で配達します。

I型……尿とりパッドと紙おむつの組み合わせ
(詳しい内容については裏面を参照ください。)

II型……尿とりパッド30枚（一カ月あたり）

★申請手続き★

申請書は、市役所長寿福祉課、支所・出張所にあります。

申請書に次の証明が必要になります。

	証明内容	証明者
I型	寝たきり、もしくは認知症の状態が6カ月以上継続していること	民生委員、介護支援専門員 老人介護支援センター職員 保健師、医師のいずれか
II型	過活動膀胱による尿失禁および夜間頻尿の状態が6カ月以上継続していること	医師のみ

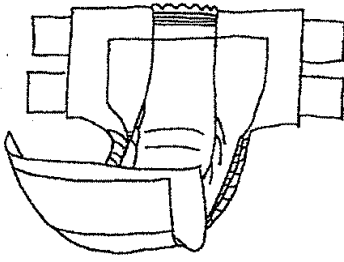
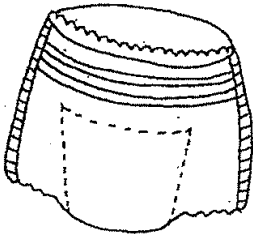
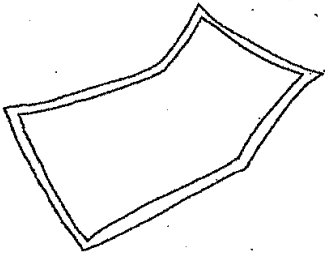
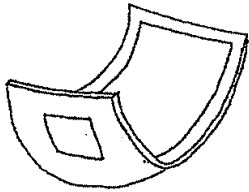
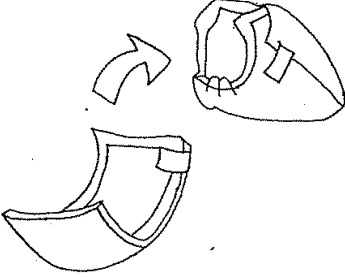
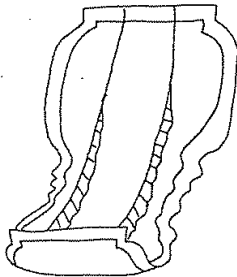
申請窓口 — 高松市役所長寿福祉課（市役所2階22番窓口） 電話 839-2346

平成22年度紙おむつの給付タイプ（一カ月あたり）

A	テープ止めパンツ	60枚	サイズ S ・ M ・ L
	尿とりパッド	男女兼用(60枚) ・ 男性用(60枚) ・ 夜間用(30枚) ・ 不要	
B	テープ止めパンツ	30枚	サイズ S ・ M ・ L
	尿とりパッド	男女兼用(150枚) ・ 男性用(150枚) ・ 夜間用(90枚) ・ 不要	
C	テープ止めパンツ	30枚	サイズ S ・ M ・ L
	シートタイプ(平板型)	90枚	
	尿とりパッド	男女兼用(60枚) ・ 男性用(60枚) ・ 夜間用(30枚) ・ 不要	
D	シートタイプ(平板型)	120枚	
	尿とりパッド	男女兼用(90枚) ・ 男性用(90枚) ・ 夜間用(60枚) ・ 不要	
E	はきおろしパンツ	45枚	サイズ S ・ M ・ L ・ LL
	尿とりパッド	男女兼用(60枚) ・ 男性用(60枚) ・ 夜間用(30枚) ・ 不要	
F	尿とりパッド	男女兼用(180枚) ・ 男性用(180枚) ・ 夜間用(90枚)	

※尿とりパッドは男女兼用か男性用，もしくは夜間用からお選びください。

紙おむつの種類

テープ止めパンツ	はきおろしパンツ	シートタイプ (平板型)
		
尿とりパッド		
男女兼用(通常用)	男性用(通常用)	夜間用
		

※男女兼用は男性用より長めです。
 ※夜間用は通常用より大きいです。

事業シート（概要説明書）

事業シート（概要説明書）					
事務事業名	市民病院給食事業				
担当部局	病院部	担当所属	高松市民病院	担当係名	栄養管理係・調理係
事業開始年度	昭和27年度	根拠法令	医療法第21条		
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施				
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： リ-フ美家工業 熊野 ）				
	□補助金（補助先：		実施主体：		
	□その他（ ）				
事業概要	<p>入院中の患者に対し、医師の指示および個別に立案した栄養管理に関する計画に基づき、医療の一環として食事療養業務（治療食の提供）を実施。 （人間ドック受診者への食事の提供も含む） 【給食数】 1日平均641食（平成21年度） （一般食348食 特別食222食 経腸栄養食55食 ドック食16食） 約70食種 咀嚼や嚥下機能の障害、アレルギー、治療の副作用などにも個別対応。 患者が複数のメニューから選択できる選択食や行事食も実施。</p> <p>【収入】 入院時食事療養（I）640円（1食につき） 栄養管理実施加算120円（1患者1日） 特別食加算76円（1食当り） 入院・外来栄養食事指導1300円（1回当り） など</p> <p>【人員】 栄養士5名（正規職員4名、嘱託職員1名）、調理員16名（正規職員）</p> <p>【業務内容】 献立作成、食材等の調達、調理を直営で対応。 ※栄養士は、給食管理のほか、栄養管理計画の立案や栄養食事指導も実施。 食器・器具の洗浄・消毒の全部と上膳・下膳の一部を民間企業に委託。</p>				
事業概要のうち委託内容等（再掲）	委託内容	食器・器具の洗浄・消毒の全部、上膳および下膳の一部			
	委託先	<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業 □NPO □市民団体 □ボランティア <input type="checkbox"/> その他（ ）			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	入院患者(人間ドックを含む)			
	手段 (予算、人材を使って行う内容)	患者の病状などを十分把握して、献立・調理法を検討し、医療の一環として治療効果が上がる食事を調理し、提供する。 安全な食事を提供するため、衛生管理を徹底するとともに、地産地消の観点からも、新鮮な食材をできるだけ地元から調達するなど、良質な食材を確保する。 食事内容については、患者の多様なニーズに対応するため、選択食（患者が複数のメニューから選択できる）や行事食なども実施している。			
	意図 (目指す成果) どのような状態にしたいのか 定量的に記入	「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」等を踏まえ、収支の均衡も図りながら、入院患者への食事の提供により疾病の治癒へ貢献する。 また、各種疾患や栄養過多、低栄養などの栄養障害の患者に対して適切な栄養管理を行うことが、原疾患の治療効果や感染予防などの二次的効果をもたらすとともに、治療食の提供を通じて退院後の食生活においても自己管理が可能となるよう支援する。			
事業の必要性	病院では、給食施設を設置し、患者等に対して食事の提供業務を行う。 厚生労働省保険局医療課長通知「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について」では、「食事は、医療の一環として提供されるべきものであり、それぞれ患者の病状に応じて必要とする栄養量が与えられ、食事の質の向上と患者サービスの改善をめざして行われるべきものである」とされている。これに基づき、患者の病状などを十分把握した上で、治療食を提供している。また、その提供に際しては、入院中、病状が変化していく患者に即時に対応して献立作成、材料調達、調理を行う必要がある。 食事の提供業務は、「診療等に著しい影響を与える業務」として医療法施行令で定められており、上記の通知では、「保険医療機関自らが行うことが望ましい」とした上で、「保険医療機関の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事療養の質が確保される場合には、保険医療機関の最終的責任の下で第三者に委託することができる」とされている。				

コスト		平成21年度（決算見込）		人件費内訳					
		事業費	85,764 千円	}	職員構成		概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数
人件費		159,344 千円	担当正職員		157,480	千円	20	人	
総計 (総事業費)		245,108 千円	臨時職員他		1,864	千円	1	人	
平成21年度 総事業費内訳		給食材料費 62,827千円 給食業務委託料（食器・器具の洗浄・消毒 食事の上膳・下膳業務） 22,937千円 人件費 159,344千円							
総事業費 (財源内訳・単位千円)		年度	総額	財源内訳			補助金の場合 事業費の負担割合		
		H18(決算)	258,466	診療報酬等(入院収益・栄養指導・医療相談収益)		220,484			
		H19(決算)	258,442	診療報酬等(入院収益・栄養指導・医療相談収益)		204,609			
		H20(決算)	251,057	診療報酬等(入院収益・栄養指導・医療相談収益)		183,884			
		H21(決算見込)	245,108	診療報酬等(入院収益・栄養指導・医療相談収益)		169,034			
事業実績		項目		単位	H19年度	H20年度	H21年度		
		給食数		食	277,325	251,028	233,871		
単位当りコスト (総事業費/事業実績)		給食1食当りコスト		円	932	1,000	1,048		
		(1食当り収入)		円	738	733	723		
自己評価	実績評価 (目指す成果に対する実績・達成度)	医師の指示及び看護師など他の職種との連携の下、患者の病状やその変化に、より適応した食事を提供することにより、疾病治療に向けての栄養管理を行った。 また、選択食の対象患者と実施日数を増やし、現在喫食可能な患者の約7割に実施し、平成21年度の患者アンケートの結果では、料理内容について、一般食で87%、特別食で83%の患者より満足との評価をいただいている。また、特別食では70%の患者より「病院の食事は治療に役立っている」と評価されており、栄養指導においても実際に提供された食事がよい指導媒体となっている。入院中の治療食の提供および栄養指導が患者の治療に有効に作用していると考えている。 収支の均衡に関しては、さらなる経費の節減が必要である。							
	今後の方向性課題／改革案	食事の提供業務の収支の均衡を図るため、民間委託などによる経費節減が検討課題となっており、非常勤嘱託職員または民間委託のいずれかへの切り替えを検討している状況である。 また、今後は、様々な治療による副作用が表れ、喫食量が低下しがちな、がん患者に対応した食事を導入するなど、治療効果のみならずQOL（生活の質）の向上という側面からもサポートできるよう取り組みたい。							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		※県内他自治体の状況(給食調理業務) 三豊総合病院(委託していない) 坂出市立病院(委託している平成14~) さぬき市民病院(委託していない) 県立中央病院(平成23年度から委託見込み) 塩江分院(委託していない) 香川分院(委託している)							
特記事項 (周辺環境の変化等)									

～高松市民病院給食事業について～

高松市民病院の概要

病床数：417床

《診療科目》

内科・精神科・神経科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・産科・婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科（計19科）



市民病院では、患者様の疾病回復をサポートするため、患者様ごとの栄養状態に合わせた食事を提供しています。食事を楽しみながら治療効果が上がるよう、喜ばれる食事を目指すとともに、きめ細かな栄養指導を通して患者様の健康回復のお手伝いをさせていただきます。

○ 食事の提供

医師の指示を受け、管理栄養士が入院患者個々の栄養状態を評価し、適切な栄養量・食事の形態等を考慮するとともに、看護師・言語聴覚士など他の医療従事者とも連携して栄養補給に関するプランをたて、それに基づき患者個々の病状に対応した治療食を提供しています。

調理の担当者は、調理師免許取得者12名、うち特殊料理専門調理師（厚生労働省）2名、病院調理師（病院調理師協会）1名、介護食士3級（全国調理職業訓練協会）2名が認定を取得しています。

《食事の種類（食種）》

平成21年度 食種別食数実績

（個別対応も含む）

食事の種類		食数	内 容
一般食（約20種類）		109,268食	普通食，やわらかめの食事，流動食など
特別食 （約50種類）	糖尿病・糖尿病 合併症食	40,575食	各種疾患に対応した食事
	心臓病食など	25,478食	
	腎臓病食など	6,372食	
	膵臓・肝臓病食	12,179食	
	術後食・潰瘍食	4,758食	
	嚥下食	9,205食	飲み込むことが困難な方の食事
経腸栄養		20,193食	経口摂取が困難な方のための栄養補給

※食事の提供時間

朝食 7時45分

昼食 12時

夕食 18時

《食材のこだわり》

当院では地元産の食材を極力使用し，地産地消に取り組んでいます。

21年度の生鮮野菜の産地別重量内訳は以下のとおりです。

県内産 41.8%

四国产 14.9%

国内産 40.7%

外国産 2.6%

今後とも流通事情などの許す範囲で県産品の使用に努めます。

《選択メニュー》

毎週水・木・金曜日は，一般食（普通食・軟食など）をはじめ特別食（糖尿病食，動脈硬化症食など）患者様を対象に主菜を2つの料理から選べる選択メニューを実施しています。（現在，喫食可能な患者様の約70%に実施）

《行事食》

カードを添えた季節の行事食を実施しています。一部をご紹介します。

○お正月メニュー○

おせち料理

○ひなまつりメニュー○

ちらし寿司・はまぐりの吸物



○ 栄養食事指導

慢性疾患などで食事療法が必要な患者様には，医師の指示に基づき栄養食事指導を実施し，患者様自身が食生活において自己管理できるよう支援しています。

[平成21年度実績]

《個別指導》

指導内容	件数	指導内容	件数
糖尿病	580	肥満	30
慢性腎不全	542	術後	15
脂質異常症	133	消化性潰瘍	7
高血圧症	83	妊娠高血圧	7
心疾患	62	その他	327



《集団指導》

糖尿病教室，生活習慣病教室，健康いき息（呼吸器）教室
年間8回開催 延86人参加

事業シート（概要説明書）

事業シート（概要説明書）					
事務事業名	自転車等駐車場整備促進事業				
担当部局	都市整備部	担当所属	交通安全対策室	担当係名	交通対策係
事業開始年度	平成11年度	根拠法令	高松市自転車等駐車場施設整備等事業補助金交付要綱		
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 直接実施				
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者：）				
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（補助先：常磐町・兵庫町・田町・ライオン通り・南新町各商店街振興組合 実施主体：常磐町・兵庫町・田町・ライオン通り・南新町各商店街振興組合）				
	<input type="checkbox"/> その他（）				
事業概要	<p>本事業は、平成11年3月に策定した高松市自転車等駐車対策総合計画に基づき、商店街振興組合等民間事業者が主体となって行う自転車等駐車場整備事業に対し、整備費および管理運営費（空き店舗等の賃借料）の一部を補助し、放置自転車の減少を図り、通行の安全確保、街の美観確保、緊急車両の通行を確保するものである。</p> <p>また、本市では、平成20年11月に策定した、「高松地区における自転車を利用した都市づくり計画」に基づき、国、県、警察、中央商店街など関係機関の相互連携により、自転車の利用しやすい環境を整備し、自転車のまちづくりを推進している。本事業は、この計画の施策としても位置づけ、自転車等駐車場の整備を促進し、中央商店街の放置自転車対策、自転車の利用促進、商店街の魅力向上を図っているところである。</p> <p>また、高松市環境基本計画の施策としても位置づけられており、現在策定中の高松市地球温暖化対策実行計画の重要プロジェクトにも位置づけることとしている。</p>				
事業概要のうち委託内容等（再掲）	委託内容				
	委託先	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他（）			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	高松市自転車等駐車対策総合計画の対象とする区域内の商店街振興組合（常磐町・兵庫町・田町・ライオン通り・南新町・丸亀町・片原町西部・片原町東部商店街振興組合）等民間事業者の実施する自転車等駐車場施設整備等事業（収容能力30台以上、5年以上管理運営されるもの）内、現在、常磐町、兵庫町、田町、ライオン通り、南新町商店街振興組合に補助している。			
	手段 (予算、人材を使って行う内容)	施設整備費および管理運営費（空き店舗等の賃借料）の85%を補助金として支出			
	意図 (目指す成果) どのような状態にしたいのか 定量的に記入	高松市自転車等駐車対策総合計画による市街地中心部における商店街の自転車等駐車場整備目標台数932台を確保することにより、放置自転車を減少し、通行の安全確保、街の美観確保、緊急車両の通行の確保および自転車の利用促進や商店街の魅力向上を図る。 （平成21年度末現在、この事業において303台整備している。また、平成11年当時計画段階であった丸亀町の再開発事業に伴い、別途955台の附置義務自転車等駐車場が整備された。）			
事業の必要性	<p>「高松地区における自転車を利用した都市づくり計画」を推進し、中心市街地において、歩行者や自転車利用者が安全に、安心して通行できる環境を整備するためには、官民が連携して積極的に放置自転車対策を実施する必要がある、自転車等駐車場の整備は、その対策の一つとして有効な事業である。</p> <p>しかしながら、依然として中心市街地では居住人口や外来者の減少が続いており、売上減など厳しい状況にあることから、商店街が整備に必要な経費の全てをまかなう事は困難な状況にある。このため、商店街の自転車等駐車場の整備の促進を図るためには、本市が助成を行う必要がある。</p>				

コスト		平成21年度（決算見込）		人件費内訳			
		事業費	8,650 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
人件費	32 千円	担当正職員	32 千円		0.004	人	
総計 (総事業費)	8,682 千円	臨時職員他	千円			人	
平成21年度 総事業費内訳		補助金 8,650千円 人件費 正規職員0.004人×7,874千円=32千円					
総事業費 (財源内訳・単位千円)		年度	総額	財源内訳		補助金の場合 事業費の負担割合	
		H18(決算)	11,254	一般財源		85%	
		H19(決算)	7,829	一般財源		85%	
		H20(決算)	13,102	一般財源		85%	
		H21(決算見込)	8,682	一般財源	整備費：特定財源・国	85%	
事業実績		項目		単位	H19年度	H20年度	H21年度
		補助金交付対象自転車等駐車場数		箇所	4	5	6
		総収容台数		台	272	264	303
単位当りコスト (総事業費/事業実績)		補助金交付対象自転車等駐車場数1箇所当たり		千円	1,957	2,620	1,447
		収容台数1台当たり		千円	29	50	29
自己評価	実績評価 (目指す成果に対しての実績・達成度)	高松市自転車等駐車対策総合計画で定めている商店街整備目標量932台に対して、303台、達成度32.5%					
	今後の方向性課題／改革案	高松市自転車等駐車対策総合計画で定めている商店街の自転車等駐車場整備目標量932台を達成するため、今後も補助事業を継続する。 なお、同計画は、平成23年度までとなっており、24年度以降については、商店街の再開発事業が進展していることも踏まえて、見直しを行う。					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		全国で自転車等駐車場の建設、維持管理に対する補助施策を持っている市(東京都特別区を含む)は、48市で、内40市は、補助を行っている。 (平成21年8月末現在 内閣府調査)					
特記事項 (周辺環境の変化等)							

自転車等駐車場整備促進事業

1 市街地中心部における放置自転車等の状況

- 本市は、身近な交通機関として手軽に自転車を利用している全国でも有数の都市
- 自転車利用者のマナー・モラルの低下，駐輪場不足などから，自転車路上駐車が課題
- ・市街地中心部の状況：約 10,000 台の自転車等が駐車，その約 40%が路上駐車
- 放置自転車により，景観の悪化や商店街等での通行障害が問題
- 自転車の放置禁止区域および整理区域を設定し，放置自転車等の規制措置を実施
- 鉄道駅や中央通りなど放置自転車の多い場所は，委託により定期的に警告・撤去を実施
- [参考] H21 警告台数：68,440 台，撤去：8,035 台
- 商店街の店先の自転車整理は商店街や各店舗で実施
- より厳しい附置義務条例による駐輪場の整備



2 放置自転車対策

- (1) 自転車利用者のマナーアップ啓発活動
 - (2) 自転車等駐車場の整備促進
 - (3) 放置禁止区域の設定および警告・撤去
 - (4) レンタサイクル事業の推進
- 自転車の複数利用⇒自転車総量の減少

3 高松市自転車等駐車対策総合計画

放置自転車対策をなお一層推進するために、「高松市自転車等駐車対策協議会」の意見を踏まえ、平成11年3月に策定した。

自転車を環境にやさしい交通手段として位置付け，自転車と共存するまちづくりを進めるため，行政と鉄道事業者，商店街など民間事業所がそれぞれ責任と役割を分担し，自転車等の駐車需要が著しい地域において，自転車等駐車場の計画的な整備を推進する。

4 高松地区における自転車を利用した都市づくり計画

自転車を利用した都市づくりを推進するため，「自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会」が，平成20年11月に策定した。

本計画は，「人と自転車が笑顔で行き交うサイクル・エコシティ高松」を目標として，①快適な自転車利用のための環境整備，②自転車利用ルールの遵守・マナーの向上，③自転車利用のさらなる促進を3つの柱に掲げ，その中で，路上駐輪対策や駐輪環境の整備など対策を促進する。

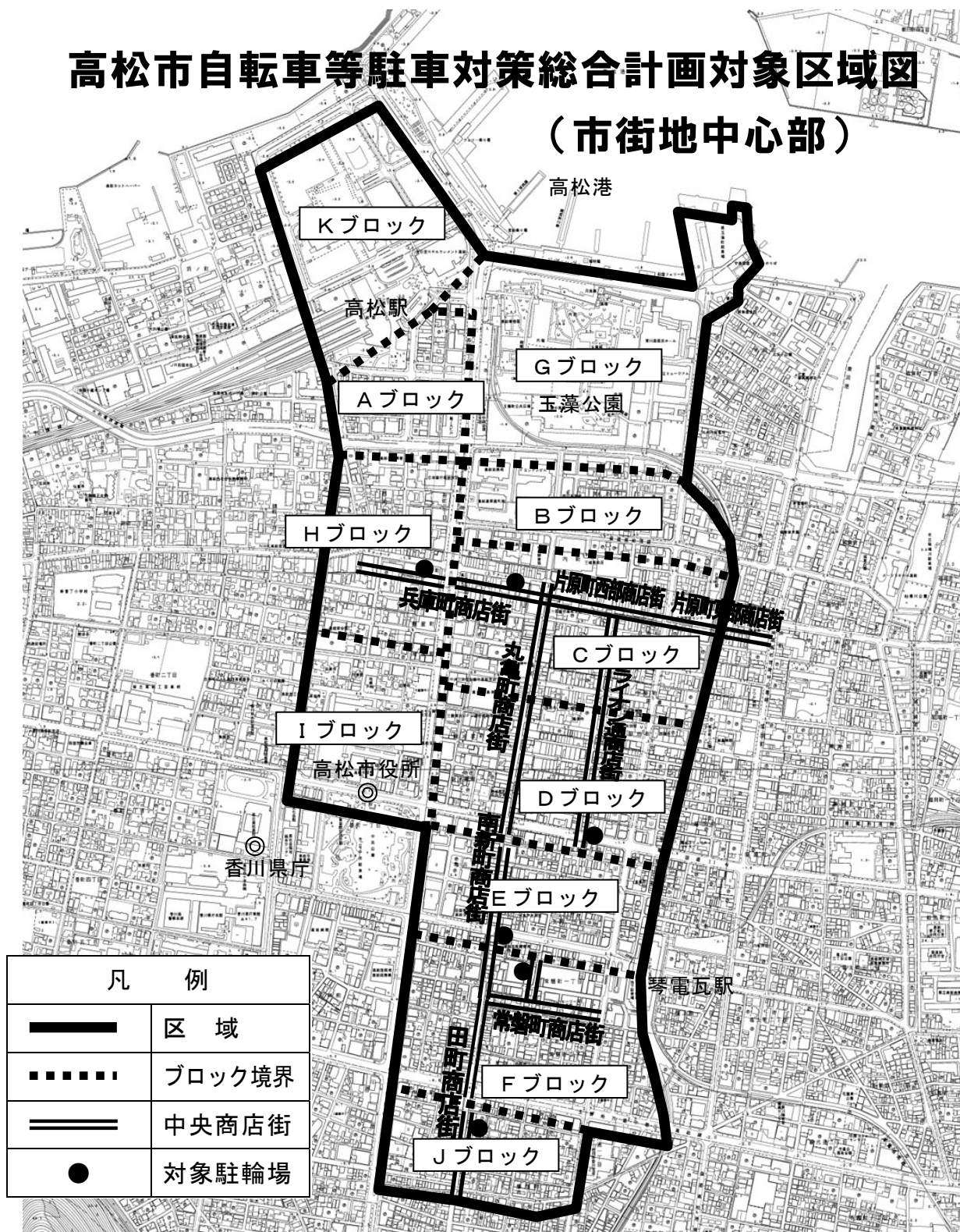
5 当該事業対象自転車等駐車場平均利用率

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
平均利用率	104%	104%	123%	113%

6 当該事業対象自転車等駐車場整備状況写真



高松市自転車等駐車対策総合計画対象区域図 (市街地中心部)



★ブロック内整備目標のうち商店街整備目標量および整備状況 (単位：台)

ブロック	ブロック内整備目標量	商店街整備目標量	平成21年度末整備状況
Cブロック	1, 1 1 3	3 1 1	5 0
Dブロック	6 7 5	1 8 4	6 6
Eブロック	4 7 3	4 9	3 9
Fブロック	7 6 7	2 8 3	6 8
Hブロック	2 9 2	2 6	5 0
Jブロック	2 1 5	7 9	3 0
合 計	4, 0 4 1	9 3 2	3 0 3

事業シート（概要説明書）

事業シート（概要説明書）					
事務事業名	高松冬のまつり補助金交付事業				
担当部局	産業経済部	担当所属	観光振興課	担当係名	観光振興係
事業開始年度	昭和62年度	根拠法令			
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 直接実施				
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）				
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（補助先：高松冬のまつり実行委員会 実施主体：補助先に同じ）				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業概要	<p>子どもたちに夢と感動をもたらすまつりとして、昭和62年から毎年12月に、中央公園などを会場として実施しているイベント事業で、平成21年度で23回目となった。</p> <p>（平成21年度の主な事業概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期 間：平成21年12月19日から24日までの6日間 ・イベント内容 イルミネーション：中央公園・中央通りに約20万個のイルミネーションを設置し幻想的な風景を演出 ステージイベント：メインステージ・テーマステージを併せて110のステージイベントを実施 食の交流：各種食ブース（6出店）を設け、期間中約260万円を売り上げた その他：チャリティー点灯式を丸亀町3町ドームで開催した ・事業収支決算 収入計 49,975千円 支出計 49,666千円 ・出演者 140団体 5,200人（イベント数 110件） ・ボランティアスタッフ 1日50人 延べ300人 				
事業概要のうち委託内容等（再掲）	委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・プロデュース業務委託 ・警備委託 			
	委託先	<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input checked="" type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他（ ）			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	高松市民および周辺住民・観光客			
	手段 (予算、人材を使って行う内容)	子どもたちを主体として実施される冬のまつりイベントに事業補助を行ない、青少年の健全育成を図る視点から子どもたちを主体としたステージイベントを実施するとともに、イベント運営に携わる学生を中心とした、ボランティアスタッフを募る。			
	意図 (目指す成果)どのような状態にしたいのか定量的に記入	光と星と愛のメッセージ「しあわせありがとう」をテーマとしてイルミネーションによる景観演出や、主に子どもたちを主体としたステージイベントを展開し、観客のみならず親子が一緒になってイベント全体を盛り上げ、楽しい街づくりと本市の活性化、冬場の観光資源の造成、幼児を始めとした、青少年の健全育成を図る。			
事業の必要性	<p>本市の冬季における最大級のイベントとして定着しており、幼児から高校生まで幅広い年齢層の子どもを主体としたステージイベントも人気が高く、舞台に上られることを夢に日々のレッスンを重ね、そのことによる成長も図られている。</p> <p>また、観光資源としての魅力も備えており、集客イベントの少ない冬季の集客効果が大きい期待される。</p>				

コスト		平成21年度（決算見込）		人件費内訳			
		事業費	49,666 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	
人件費	11,811 千円	担当正職員	11,811 千円		1.5	人	
総計 (総事業費)	61,477 千円	臨時職員他	千円		0	人	
平成21年度 総事業費内訳		事業収支決算 収入 負担金 10,450千円 (内10,000千円=瀬戸内海放送) 補助金 36,050千円 (内36,000千円=高松市) 寄付金ほか 3,475千円 計 49,975千円 支出 事業費 35,667千円 広告宣伝費 6,543千円 業務委託費 2,894千円 管理費 4,562千円 計 49,666千円					
総事業費 (財源内訳・単位千円)		年度	総額	財源内訳		補助金の場合 事業費の負担割合	
		H18(決算)	73,724	高松市補助金	39,000	52.9%	
		H19(決算)	61,359	高松市補助金	36,000	58.7%	
		H20(決算)	62,413	高松市補助金	36,000	57.7%	
		H21(決算見込)	61,477	高松市補助金	36,000	58.6%	
事業実績		項目	単位	H19年度	H20年度	H21年度	
		高松冬のまつり開催	開催日数	5日間	6日間	6日間	
単位当たりコスト (総事業費/事業実績)		1日あたり経費	千円	12,271	10,402	10,246	
自己評価	実績評価 (目指す成果に対する実績・達成度)	冬季における一大イベントとして市民に定着しており、子どもたちがステージイベントの主役となることから、家族連れや、若い人たちの参加・来客が多く賑わっている。 年間イベントとしては、夏の高松まつりや、高松秋のまつり仏生山大名行列とともに、本市を代表するイベントとして定着している。 平成21年度 出演者数 140団体 5,200人 (イベント数=110件)					
	今後の方向性課題 ／ 改革案	企画内容を工夫して、さらなる集客増をめざす。					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		OSAKA光のルネサンス：大阪中之島公園周辺を会場に、イルミネーション・イベントを開催している。12月1日から25日までの間に、300万人来客がある。					
特記事項 (周辺環境の変化等)							

高松冬のまつりの概要

高松冬のまつりは、昭和62年から始まった、本市の冬を彩る恒例イベントで、今年度で24回を迎えます。毎年、12月下旬に6日間程度の開催期間を設け、高松市中央公園をメイン会場に開催しています。（毎年実施しているチャリティーイルミネーションについては、12月初旬から実施している。）

高松冬のまつりは、光と星と愛のメッセージ「しあわせ ありがとう」をテーマにボランティアや関係諸団体の方々の支援をいただきながら発展してきました。昨年も多くの市民や観光客が来場するなど、四国高松が全国に誇る冬の祭典であり、多くの市民・県民の皆様に愛されています。

イベント内容

12月初旬のチャリティーイルミネーション点灯式から、冬のまつりは始まります。開催期間中は、高松市立中央公園を会場として、大きなシンボルツリーや市民のチャリティーツリーをはじめとして、まばゆいばかりのイルミネーションが輝き、「親と子が一緒になって見て楽しめる」「子ども達の瞳が輝く」「家族で参加できる」イベントがたくさん繰り広げられます。子ども達や市民に輝くステージを提供して、文化活動を支援します。

○第23回（平成21年度） 高松冬のまつり実施結果○

- ・ イベント開催期間 中央公園・・・12月19日（土）～24日（木）
- ・ チャリティーイルミネーション点灯期間
12月6日～12月24日 17:00～22:00
- ・ 出演団体：140団体 出演者数 5,200人
- ・ ボランティアスタッフ：1日50人 延べ300人
- ・ 実行委員会組織
高松栗林ライオンズクラブ，KSB瀬戸内海放送，高松市の三者により主管三者を構成するほか，高松市PTA連絡協議会，高松青年会議所，など約70名で実行委員会を構成。

実施風景



事業概要説明書

事業概要説明書					
事務事業名	環境プラザ管理運営事業				
担当部局	環境部	担当所属	環境保全推進課	担当係名	環境活動推進係
事業開始年度	平成15年度 (リニューアルオープン)	根拠法令	高松市環境プラザ条例		
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	■直接実施				
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)				
	<input type="checkbox"/> 補助金(補助先: 実施主体:)				
	<input type="checkbox"/> その他()				
事業概要	<p>環境プラザは、環境学習情報、学習機会・場所の提供、環境保全に関する相談・指導、環境活動を行っている団体等への支援など、本市にふさわしい、環境全般を対象とした情報の提供・交換や団体等の活動の拠点となる施設として、旧リサイクルプラザ(平成7年6月23日開設)を拡充・整備し、15年10月11日にリニューアルオープンした。リニューアルオープンに際し、太陽光発電設備、風力発電、太陽光電池内蔵ポールライト、雨水タンクを設置した。</p> <p>現在、非常勤嘱託職員4人体制により、運営・管理を行っている。環境プラザの活動を知っていただくため、平成20年度から、「環境プラザだより」を年4回発行し、市内の小中学校に送付している。また、今年度から、新規事業として小学生から大人の方まで環境学習やリサイクル工作が楽しめる「環境プラザ教室」を市民団体の協力を得ながら開講した。</p> <p>(・開館時間 午前10時～午後6時 (土・日曜日は午後5時まで) ・休館日 月曜日、祝日、年末年始)</p>				
事業概要のうち委託内容等(再掲)	委託内容				
	委託先	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他()			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	環境に関心のある市民・団体			
	手段 (予算、人材を使って行う内容)	<p>廃食油を利用したキャンドル作りや紙すきなどのリサイクル作品作りを始め、地球温暖化防止など環境問題全般にわたる出前講座および館内講座を実施する。</p> <p>また、不用品交換情報、環境プラザだより、ホームページなどによる情報発信を行うほか、環境活動団体の活動状況の発表や交流の場として、環境活動団体交流会を開催する</p> <p>【来館者数】 目標 4,300人 【出前講座受講者数】 目標 2,700人 【不用品交換登録件数】 目標 1,000件</p>			
	意図 (目指す成果) どのような状態にしたいのか 定量的に記入	環境問題全般にわたる基礎知識を習得してもらうことにより、市民の環境への意識を高め、各家庭や地域において、地球温暖化防止やごみの減量・資源化などに向けた実践的な取り組みを促す。			
事業の必要性	温室効果ガス排出量の削減やごみの減量・資源化などにより、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成が求められており、市民の地球温暖化防止や環境保全に対する理解と取組み意欲を高め、環境に配慮した自発的な行動を促すために本事業は必要なものである。				

コスト	平成21年度（決算見込）		人件費内訳				
	事業費	4,344 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	人件費	10,366 千円		担当正職員	- 千円	-	人
総計 (総事業費)	14,710 千円	臨時職員他	10,366 千円	4	人		
平成21年度 総事業費内訳		<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費等需用費：859 ・機械警備等委託料：1,359 ・借地料，ファックス等使用料：1,815 ・備品購入費等：311 ・人件費：10,366 					
総事業費 (財源内訳・ 単位千円)	年度	総額	財源内訳		補助金の場合 事業費の負担割合		
	H18(決算)	14,183	一般財源				
	H19(決算)	13,865	一般財源				
	H20(決算)	14,392	一般財源				
	H21(決算見込)	14,710	一般財源				
事業実績	項目		単位	H19年度	H20年度	H21年度	
	来館者数		人	4,052	4,053	4,767	
	出前講座受講者数 (H19 H20 H21 63回 59回 50回)		人	2,802	2,677	2,114	
	不用品交換登録件数		件	1,038	1,055	1,008	
単位当りコスト (総事業費/事業実績)	来館者一人当たり		千円	3.42	3.55	3.09	
	出前講座受講者一人当たり		千円	4.95	5.38	6.96	
	不用品交換登録件数一人当たり		千円	13.36	13.64	14.59	
自己評価	実績評価 (目指す成果に 対しての実績・ 達成度)	<p>来館者数は、平成21年度において増加した。出前講座受講者数、不用品交換登録件数は漸減傾向にある。(21年度の出前講座は、新型インフルエンザの発生により講座を一時停止したため、目標値を下回った。)</p> <p>なお、来館者数、出前講座受講者数、不用品交換登録件数を合わせた利用人数(件)数は、 H19：7,892 H20：7,785 H21：7,889 となり、1人(件)当たりのコスト(千円)を算出すると、 H19：1.76 H20：1.85 H21：1.86 となる。</p>					
	今後の 方向性 課題 ／ 改革案	<p>出前講座や環境学習講座の受講者数、来館者数の増加につながるよう、より身近で体験的な要素を盛り込んだ講座の開設やパネル展示を行い、市民の環境全般に対する意識を高めるよう努めていく。</p> <p>また、管理・運営に当たっては、より一層の効果的・効率的な実施を心がけ、他の類似施設との連携なども含めた当施設の在り方について検討していくとともに、館内講座等の企画・立案について、協働企画提案事業を活用するなど、NPO等との協働・交流を図りながら館内事業に工夫をこらし、活性化していく。</p> <p>さらに、関係課長級職員で構成された「高松市環境プラザ在り方庁内検討会」において、横断的に施設の在り方の検討を進めるとともに、有識者で構成された「環境プラザ運営協議会」の意見を取入れながら環境プラザの効率的な運営を目指す。</p>					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)							
特記事項 (周辺環境の変化等)	地球温暖化が急速に進展する中、地球温暖化防止や環境の保全などに対する市民意識が高まっており、環境学習の場の提供が求められている。						

環境プラザについて

人と環境との関わりについて、市民の皆様理解を深めていただくための拠点施設として、高松市リサイクルプラザをリニューアルし、平成15年10月11日にオープンしました。リニューアルに当たっては、太陽光発電設備や雨水タンクの設置などの環境に配慮した設備を導入しています。

1 施設の概要

所在地	高松市西宝町一丁目13番30号				
敷地面積	706㎡	建築面積	320㎡	延床面積	568㎡
建設費	1億6,101万1,660円				
構造	鉄骨軽量気泡コンクリートパネル張 一部2階建				
環境に配慮した設備	太陽光発電（出力10kw）、風力発電、雨水タンク				
休館日	月曜日、祝日、 年末年始	開館時間	10:00~18:00 (土・日は17:00まで)		

2 施設の機能

(1) 環境情報提供の場

- ・情報コーナー

環境に関する図書・ビデオ・DVDの閲覧・貸出、全国自治体の資料の閲覧やパソコンを使った各種情報の検索などが可能。

- ・展示コーナー

地球規模の環境問題からエコロジな生活の知恵まで学べるパネルや粗大ごみ等の中から使用可能なものを展示。

- ・緑のカーテンの設置

温暖化対策の一環として、朝顔などのつる性植物による緑のカーテンを平成21年度から設置し、緑のカーテンの作り方やコンテスト参加への呼びかけを行っている。

(2) 環境学習の場

- ・環境学習講座

環境活動団体の協力のもと、環境問題全般の基本的知識の習得を目的とした講座を実施。

- ・環境プラザ教室

小学生から大人の方まで、環境学習やリサイクル工作が楽しめる講座を平成22年度から実施。

- ・啓発コーナー

環境に関する各種研修会、環境学習講座、リサイクル工作教室等を実施。

- ・紙すきスペース

事前の申し込みによる紙すきの体験指導の実施。（出張指導も可）

- ・せっけん作り

廃食油を原料に石けんづくりの体験指導。（出張指導も可）

(3) 環境活動の交流の場

・ 交流コーナー

環境ボランティア団体の紹介や取組みの紹介，情報交換交流の場を提供。

・ 環境活動団体交流会の開催

活動状況の発表や団体同士の交流促進，環境プラザにおける環境学習の内容・実施方法などの検討。

(4) 環境行動への支援

・ 出前講座

学校，コミュニティセンター活動，環境関連イベント等への要望に応じて出前教室を開催。

(5) その他

・ 不用品交換情報コーナー

譲りたい物や欲しい物の情報を登録，提供。情報はボードに掲示，パソコンに登録するほか，市の広報誌，ホームページでも情報提供。

・ 環境保全ポスターコンクール

市内の小中学校に通学する児童・生徒を対象に，環境保全をテーマにしたポスターコンクールを実施。

3 環境プラザ運営協議会

環境プラザにおける各種事業の企画，環境プラザの運営等について審議するため，高松市環境プラザ運営協議会を設置している。委員は，学識経験者，社会教育関係者や市民団体の代表者等の外部委員である。平成22年4月1日現在，高松エコマイスター会議代表をはじめ，10名の委員に就任いただいている。

4 高松市環境プラザ在り方庁内検討会

環境プラザについて，環境教育のより効果的・効率的な実施を図るとともに，地球温暖化など新たな環境問題への的確な対応を目指すために，平成22年6月設置。

環境プラザ運営協議会の意見を踏まえる中で，施設の在り方や他市の類似施設の状況を研究し，報告書を本年度内に作成し，高松市環境問題庁内連絡会(※)に報告する予定である。

※環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，環境部担当副市長を会長とする，部長級職員からなる連絡会。

5 年度別利用状況

(単位 人・件)

区 分 \ 年 度	16	17	18	19	20	21
来 館 者 数 (a)	3,603	3,987	4,275	4,052	4,053	4,767
1 日 当 たり 来 館 者 数	12	13	14	14	14	16
図 書 ・ ビ デ オ 貸 出 利 用 件 数	16	38	54	22	7	2
不 用 品 交 換 登 録 件 数 (b)	975	867	1,015	1,038	1,055	1,008
出 前 講 座 件 数	51	45	77	63	59	50
出 前 講 座 人 数 (c)	1,939	2,263	2,983	2,802	2,677	2,114
利用人数(件)数の合計(a)+(b)+(c)	6,517	7,117	8,273	7,892	7,785	7,889

注) 平成21年度の出前講座は，新型インフルエンザ発生のため一時停止した。

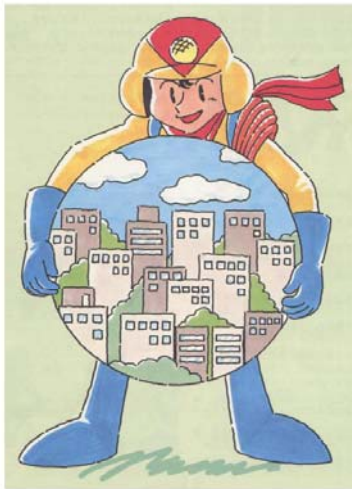
事業シート（概要説明書）

事業シート（概要説明書）					
事務事業名	自主防災組織育成事業				
担当部局	消防局	担当所属	予防課	担当係名	予防広報係
事業開始年度	平成9年度	根拠法令	高松市自主防災組織育成要綱 高松市防災資機材助成要綱		
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施				
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）				
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（補助先： 自主防災組織連絡協議会 実施主体： 自主防災組織 ）				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業概要	<p>阪神淡路大震災を教訓として、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という隣保互助精神のもと、地域住民が一体となった災害救援活動が重要であることから、地域における自主防災組織の結成を促進するため、防災資機材を助成して組織率を向上し、地域防災力を高めるもの。</p>				
事業概要のうち委託内容等(再掲)	委託内容				
	委託先	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他()			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	自治会等を中心とした自主防災会未結成地域の住民			
	手段 (予算、人材を使って行う内容)	自主防災組織の結成を促進するため、災害発生時に対応できる防災資機材を助成する。			
	意図 (目指す成果)どのような状態にしたいのか定量的に記入	目標組織率70%をめざし、災害による被害を最小限にするための対応ができるように備える。			
事業の必要性	<p>大規模災害発生時には、同時に災害が多発することから、公的機関による救助活動等には限界があり、そのため、自主防災組織が防災資器材による初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要であることから、今後も購入費用の助成を継続して行う必要がある。</p>				

コスト		平成21年度（決算見込）		人件費内訳				
		事業費	4,695 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数
	人件費	15,748 千円	担当正職員		15,748	千円	2	人
	総計 (総事業費)	20,443 千円	臨時職員他			千円		人
平成21年度 総事業費内訳		資機材購入費等 4,495千円 連絡協議会運営補助金 200千円						
総事業費 (財源内訳・単位千円)		年度	総額	財源内訳			補助金の場合 事業費の負担割合	
		H18(決算)	28,746	特定財源・県	5,144		0.007	
		H19(決算)	21,901	特定財源・県 特定財源・その他	1,694 1,300		0.068	
		H20(決算)	28,106	特定財源・県	6,276		0.014	
		H21(決算見込)	20,443	特定財源・その他	165		0.010	
事業実績		項目	単位	H19年度	H20年度	H21年度		
		資機材助成組織数	組織	51	152	86		
		組織率（加入世帯数／全世帯数）	%	39.99	43.97	46.00		
単位当りコスト (総事業費/事業実績)		資機材助成 1 組織当たり	千円	430	185	238		
自己評価	実績評価 (目指す成果に 対しての実績・ 達成度)	平成27年度末の目標組織率（加入世帯数／全世帯数），70%に向けて結成促進に取り組んでいるが，平成22年4月1日現在，47.7%と低率となっている。						
	今後の 方向性 課題 ／ 改革案	課題：特に組織率の低い地区に対し，各地域コミュニティ協議会と連携を図るとともに，積極的に職員が出向き「自助」「公助」の必要性について説明して，更なる住民の意識啓発に努める。 改革案：毎年度，具体的な目標を掲げ，計画的に組織率の向上に取り組む。						
比較参考値 (他自治体での類似事 業の例など)		組織率：香川県は活動カパー率に移行。高松市は47.7% 活動カパー率：香川県69.4% 高松市65.5%						
特記事項 (周辺環境の変化等)		各地域コミュニティ協議会と連携して，自治会未加入世帯等に防災意識の啓発を推進する。						

自主防災組織

—安心して暮らせるまちづくりのために—



1995年1月17日早朝、マグニチュード7.2震度7の恐ろしい揺れは大都市神戸を直撃し、被害は2府15県に及びました。45万6千戸を超える家屋の全半壊、6千4百人余の死者行方不明者を出した阪神淡路大震災です。

神戸市長田区の真野地区では、地震発生と同時に火災が発生、しかし消防車はなかなか来ない。地元企業の自衛消防隊とともに住民みんなのバケツリレーで迫り来る炎をくい止めました。

淡路島の北淡町では、38人が亡くなり、約1千9百万戸が全半壊しましたが、その日のうちに全町民の安否が確認できました。建物の下敷きになった人も、消防団や近所の住民の協力で救出されたのです。活動が遅ければもっと犠牲者が出たといわれています。

この2つの地域の例は、大災害が発生したとき、その被害を防ぐためには、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という隣保互助精神のもと、住民が一体となって自主防災活動を行わなければならないことをおしえてくれたのです。

・自主防災組織の結成と編成

1 結成

自主防災組織がその機能を十分に発揮し、長くその活動を続けて行くためには、その根幹となる組織体制をしっかりと整える必要があります。

このため、組織の結成を進めるに当たり、生命と財産をお互いに協力して守るという連帯感をもつとともに、地域の人々が十分な討議をして、地域の実情にあったものにしなければなりません。組織づくりにおいて、最も合理的な方法は、既にある自治会や町内会等の活動の一分野として位置づけることです。



2 編成

自主防災組織が災害発生時の活動を迅速かつ効果的に行うには、組織内の役割分担を明確にする必要があります。

組織の編成にあつては、次のことに留意してください。

- 組織をとりまとめる会長、副会長(隊長、副隊長)を置き、その下に活動班を編成する。昼間と夜間で住宅者が異なる場合は、昼夜いずれの防災活動にも支障がないように活動班員の構成を考慮する。
- 地域の実情に応じ、活動班に水防班等を置く事も必要です。
- 活動班員が特定地域に近寄らないようにする。
- 活動班員の配置は、地域内の専門家や経験者を考慮(消防経験者は消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師や看護婦は救護班など)して班員の活動に実効性を持たせます。



防災資機材助成基準ポイント表

防災資機材	ポイント数 数量	ポイント数	数量
トランジスタメガホン		130	1
消火器 10型		45	1
三角バケツ		25	1
鋸		30	1
バール(大)		20	1
ジャッキ(自動車用)		40	1
救急セット(20人用)		180	1
担架(折りたたみ)		250	1
避難誘導旗		20	1
笛		4	1
強力ライト		6	1
背負いバンド		70	1
土のう袋		30	100
スコップ(丸型)		20	1
防水シート (ブルー 3.6m×5.4m)		15	1
救命浮輪		45	1
救命胴衣(ファスナー付き)		35	1
ヘルメット		25	1
運搬用一輪車		60	1
簡易トイレ		80	1

備考

- 1 地域の特性および組織の規模、活動内容により、必要資機材を選択ポイント方式とする。
- 2 各品目のポイント数の合計が50世帯未満は700ポイント、50世帯以上150世帯未満は900ポイント、150世帯以上300世帯未満は1,500ポイント、300世帯以上は2,500ポイントを超えない範囲で助成することができる。

事業シート（概要説明書）

事業事業名						鉛製給水管引替工事助成金交付制度					
担当部局		高松市水道局		担当所属		給水維持課		担当係名		維持管理係	
事業開始年度		平成10年度		根拠法令		水道法第4条, 水質基準に関する省令（厚生労働省）					
実施方法 (該当するものすべてにチェック)		<input type="checkbox"/> 直接実施									
		<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）									
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（補助先：施設管理者 実施主体： ）									
		<input type="checkbox"/> その他（ ）									
事業概要		<p>平成元年に国（厚労省）から、給水管等に係る衛生対策として、鉛製給水管の新たな使用禁止が通知され、その後、平成4、15年に水道水中の鉛濃度基準の改正、強化を受け、本市では、これまで使用されている鉛製給水管を早期解消するため、10年に配水管からメータまでに使用している鉛管を取替した場合、助成金の交付を行う「鉛管引替工事助成金交付要綱」を定めるとともに、15年に「高松市水道事業鉛製給水管解消基本計画」を策定し、市民への積極的な広報や助成制度の利用促進を行っている。</p> <p>年間予定助成件数 500件</p>									
事業概要のうち委託内容等（再掲）		委託内容									
		委託先		<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他（ ）							
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)		鉛製給水管を使用している家屋(市民)								
	手段 (予算、人材を使って行う内容)		鉛製給水管引替助成金要綱に基づき、助成金を交付する。								
	意図 (目指す成果) どのような状態にしたいのか 定量的に記入		積極的な広報や助成制度の推進を図り、鉛製給水管の早期解消を行うことで、お客さまが安全で良質な水道水を安心して飲めるようにする。								
事業の必要性		<p>鉛製給水管に長時間滞留した水には鉛が微量に溶出しており、これを長期的に多量摂取すると健康に影響を及ぼすことから、国からの通達に基づき、お客さまが安全で良質な水道水を安心して飲用できるよう配水管布設替え工事や修繕工事その他公共工事等、あらゆる機会を通じて鉛製給水管の早期解消に努めているところです。</p> <p>鉛製給水管は個人財産であり、取替に係る費用は原則お客さま負担となり、多額の費用を要するため、積極的な取替が進まないことから、積極的な広報や助成金制度の継続を行い、鉛製給水管の早期解消に努める必要がある。</p>									

コスト	平成21年度（決算）		人件費内訳				
	事業費	170,463 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	人件費	15,748 千円		担当正職員	15,748 千円	2	人
	総計 (総事業費)	186,211 千円		臨時職員他			人
平成21年度 総事業費内訳		鉛製給水管引替助成事業（1,063件） 186,211千円					
総事業費 (財源内訳・ 単位千円)	年度	総額	財源内訳			補助金の場合 事業費の負担割合	
	H18(決算)	32,195	一般財源 (水道事業会計)				
	H19(決算)	45,260	一般財源 (水道事業会計)				
	H20(決算)	95,574	一般財源 (水道事業会計)				
	H21(決算)	186,211	一般財源 (水道事業会計)				
事業実績	項目	単位	H19年度	H20年度	H21年度		
	鉛製給水管引替件数	件	248	388	1,063		
単位当りコスト (総事業費/事業実績)	鉛製給水管引替助成一件あたり	千円	183	246	175		
自己評価	実績評価 (目指す成果に 対しての実績・ 達成度)	<p>平成18年度の市町合併に伴い鉛管使用戸数の実態調査を行った結果、約117,000戸、全体給水戸数の約70%残存（少量使用含む）しており、平成19年度に策定した「高松市水道事業基本計画」では平成30年度末までに半減し、できるだけ早期に解消する目標を掲げ取り組んでいる。</p> <p>平成21年度は年間目標件数4,000件（布設替え、給水工事、助成工事等による取替）に対して、約4,500件の取替を実施し、そのうち助成による取替は約1,000件で目標を達成した。</p>					
	今後の 方向性 課題 ／ 改革案	<p>お客さまが安全で良質な水道水をいつまでも安心飲めるよう引き続き、まちづくり戦略計画の重点取り組み事業として、高松市水道事業基本計画に基づき、鉛製給水管の早期解消に努めますが、今後、安定給水システムの充実を図るため、老朽施設の更新事業、さらに、近い将来発生が想定される東南海・南海地震に備えた水道施設の耐震化事業など）多額の経費を必要とする主要事業の実施が喫緊の課題となるなど、財政状況が厳しくなることから、一般会計等からの補助が必要となる。</p>					
比較参考値 (他自治体での類似事 業の例など)							
特記事項 (周辺環境の変化等)							

水道水をより安心して飲んでいただくために!!

平成19年7月1日から鉛製給水管引替時の助成金交付制度を充実

水道局では、水質基準値を満たした安全な水道水をお客さまにお届けしておりますが、鉛製給水管を使用のご家庭（全世帯の約6割）では、4～5時間以上使用していない場合、使い始めの水（滞留水）は、一時的に鉛が溶出し、この基準値を超えることがありますので、鉛製給水管の早期取替えをお願いします。

鉛の健康への影響は

鉛が健康に及ぼす影響については、鉛の摂取量と血中濃度に関係があります。鉛は食物や空気からの摂取もあり、日本人の血液中鉛濃度は先進国の中でも最も低いレベルです。しかし、大人に比べ乳幼児（6歳まで）、胎児および妊婦の場合は鉛の吸収力が高く、健康への影響を受けやすいため、長期的に多量摂取すると、子供の視覚や聴覚、動作能力に影響が出ると言われています。

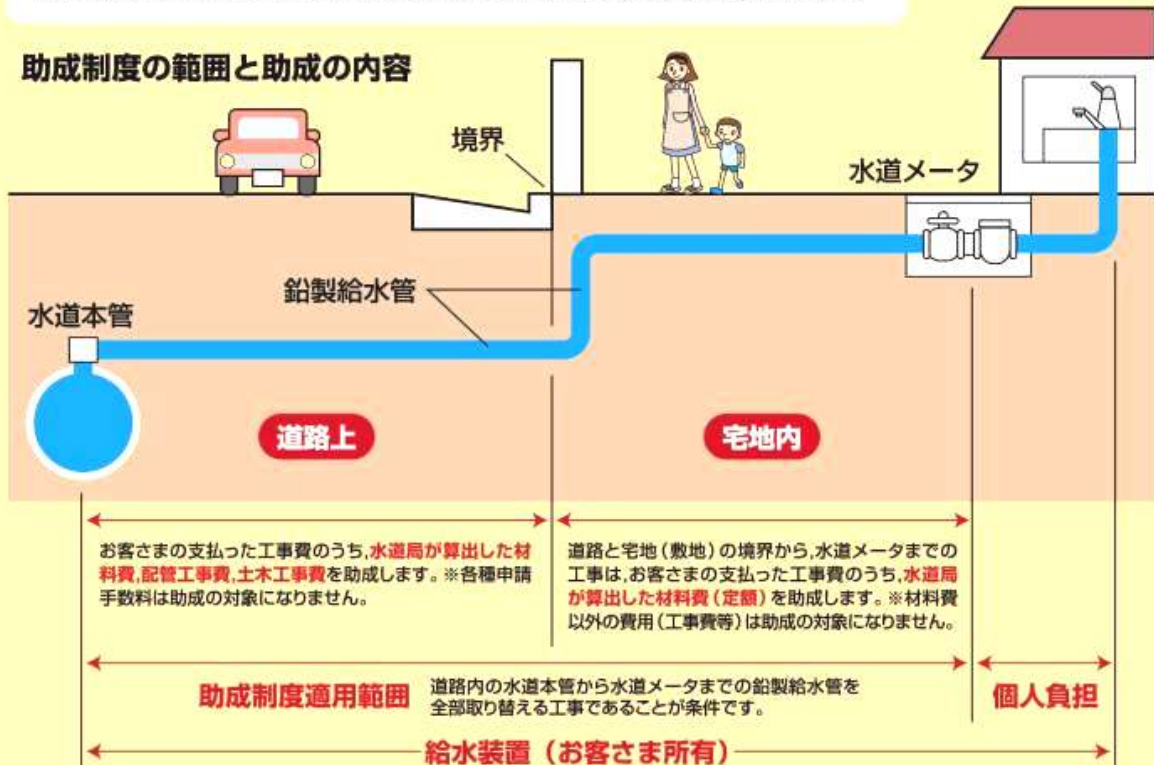
朝・ター一番の水は飲み水以外にお使いください

暫定対策として朝・ター一番の水や長時間留守にされた後の使い始めの水は面倒ですが、バケツ一杯程度（12ℓ）を洗濯、風呂、散水等飲用以外の用途にお使いください。その後は基準値以内ですので、安心してお使いください。

鉛製給水管の取替えをご検討ください!!!

取替えいただくのが最善の方策です。建物を改築される場合には他の材質の給水管に是非お取り替えてください。給水管は所有者個人の財産ですが、取替えを推進するため水道本管からメータまでの取替えを条件に道路上の工事費および宅地内の材料費を助成するよう充実拡大しました。是非ご利用を!!!

助成制度の範囲と助成の内容



お問い合わせ先：水道局給水維持課 839-2761

鉛管給水管の取り組み状況

	通達・規制	対応策	摘要
平成元年	厚生労働省から水道水の安全性の観点から鉛管を新たに使用することが禁止された。	鉛管から耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HI)に変更。	猶予期間を設け平成2年度から完全実施。
平成4年	水質基準改正 水道水中の鉛濃度基準が0.1mg/ℓから0.05mg/ℓに改正。	水道広報紙等により広報を行う。(水道水中の鉛濃度と健康に対する影響、水質基準値の考え方等について説明を行う。)	メータ取り替え時等に各戸へチラシ配布
平成8年	水道法が改正され給水装置に使用される構造と材質の基準に適合するよう義務づけられ、給水管の鉛溶出に係る基準が0.05mg/ℓ以下と定められる。	特になし。	
平成10年		鉛管引替工事助成金制度施行。(工事費の1/2限度額5万円)	
平成14年		市長部局(一般会計)に協力依頼。市有施設の鉛管取り替えについて	
平成15年	水質基準改正 水道水中の鉛濃度基準が0.05mg/ℓから0.01mg/ℓに規制強化。	高松市水道事業鉛製給水管解消基本計画を策定。(工事費の1/2限度額10万円) 鉛管引替工事助成金制度の改正。(工事費の1/2限度額10万円)	水質基準の強化にともない鉛管解消発着チラシ全戸配布。 部分取り替え可。 取り替え件数 3,295件 局事業による取替 1,982件 一般の工事による取替 921件 助成件数 382件
平成18年		合併に伴い、全世帯の調査を行い残存戸数の実態把握を行う。 旧高松市 85,300戸 合併町 31,569戸 計 約 116,869戸 (残存率約70.4%)	(給水管引き込み総件数 166,000件) 旧市 133,000件 合併町 33,000件) 取り替え件数 3,033件 局事業による取替 2,270件 一般の工事による取替 499件 助成件数 264件
平成19年	厚生労働省から鉛製給水管の残存状況を把握し早期布設替えに取り組むよう通知があった。	高松市水道事業基本計画策定 鉛管引替工事助成金制度の一部改正。 旧高松市 82,409戸 合併町 30,772戸 計 約 113,181戸 (残存率約67.8%)	(鉛管を全て解消することの条件で道路上の工事費については全て局負担、宅地内については材料費とする。ただし、水道局が算出した金額) 取り替え件数 3,688件 局事業による取替 2,841件 一般の工事による取替 599件 助成件数 248件
平成20年		まちづくり戦略計画の重点取り組み事業として取り組む 旧高松市 79,487戸 合併町 30,023戸 計 約 109,510戸 (残存率約66.0%)	取り替え件数 3,671件 局事業による取替 2,615件 一般の工事による取替 668件 助成件数 388件
平成21年		旧高松市 76,043戸 合併町 28,927戸 計 約 104,970戸 (残存率約63.4%)	取り替え件数 4,540件 局事業による取替 2,913件 一般の工事による取替 564件 助成件数 1,063件
平成22年		旧高松市 73,000戸 合併町 27,970戸 計 約 100,970戸	取り替え件数 4,000件 局事業による取替 2,850件 一般の工事による取替 650件 助成件数 500件

事業シート（概要説明書）					
事務事業名	奨学金支給事業				
担当部局	教育部	担当所属	学校教育課	担当係名	学務係
事業開始年度	昭和36年度	根拠法令	高松市奨学金支給条例		
実施方法 <small>（該当するものすべてにチェック）</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施				
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）				
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（補助先： 生徒 実施主体： ）				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業概要	現に高松市に居住し、成績優秀かつ向学心おう盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため進学困難なものに対して、1人月額9,000円の奨学金を支給することにより進学の機会を与え、有為な人材を育成する。				
事業概要のうち委託内容等（再掲）	委託内容				
	委託先	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他（ ）			
事業の目的	対象 <small>（誰・何を対象に）</small>	高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校，中等教育学校の後期課程，高等専門学校ならびに盲学校，聾（ろう）学校および養護学校の高等部をいう。）に在学する生徒			
	手段 <small>（予算，人材を使って行う内容）</small>	高等学校等に入学，在学する生徒（高等学校等の校長又は中学校長の推薦した者）のうちから教育委員会が奨学生選考委員会にはかり，全9教科の成績の合計が27（平均3.0）を超えるものについて，世帯の収入を世帯人数で除した金額の低いものから順位づけを行い，予算の範囲内で奨学生を決定する。			
	意図 <small>（目指す成果）どのような状態にしたいのか定量的に記入</small>	成績優秀かつ向学心おう盛な生徒であり，家庭の経済的理由のため進学困難なものに対して，奨学金を支給することにより進学の機会を与え，有為な人材を育成する。			
事業の必要性	厳しい経済情勢が続く中，返還義務のない給付型奨学金の必要性は高い。				

コスト		平成21年度（決算見込）		人件費内訳				
		事業費	17,827 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数
	人件費	1,575 千円	担当正職員		1,575	千円	0.2	人
	総計 (総事業費)	19,402 千円	臨時職員他			千円		人
平成21年度 総事業費内訳		奨学生選考委員報酬等 6,600円 奨学金 17,820,000円 (165人×12月×9,000円) 人件費 1,574,800円						
総事業費 (財源内訳・ 単位千円)		年度	総額	財源内訳			補助金の場合 事業費の負担割合	
		H18(決算)	19,108	一般財源				
		H19(決算)	19,239	一般財源				
		H20(決算)	19,490	一般財源				
		H21(決算見込)	19,402	一般財源				
事業実績		項目		単位	H19年度	H20年度	H21年度	
		奨学生		人	165	166	165	
単位当りコスト (総事業費/事業実績)		奨学生一人当たり		千円	117	117	118	
自己評価	実績評価 (目指す成果に 対しての実績・ 達成度)	毎年推薦・選考するため、生徒のさらなる修学意欲を高め、有為な人材育成を支援することができた。						
	今後の 方向性 課題 ／ 改革案	家庭の経済的理由により本市奨学金への希望者の増加が見込まれるが、国の公立高校の授業料無償化および高等学校等就学支援金の創設、県の私立高校授業料軽減制度、奨学金貸付制度があり、修学支援制度が整えられつつある中で、高松市奨学金の目的である有為な人材の育成を図るため、選考方法等について抜本的に見直す必要がある。						
比較参考値 (他自治体での類似事 業の例など)								
特記事項 (周辺環境の変化等)								

1. 平成21年度 高松市奨学金支給制度のお知らせ文

高松市奨学金支給制度についてのお知らせ

高松市には、成績優秀でかつ向学心おう盛な生徒で、家庭の経済的な理由のため進学困難な方に対して、奨学金を支給することにより進学の機会を与え、有為な人材を育成することを目的とする奨学金支給制度があります。ご希望の方は、次の方法により手続きを行ってください。

1 支給申請の条件

- (1) 高松市に住所を有する生徒であって、家庭の経済的理由で進学が困難な生徒であること
- (2) 高等学校等(高等学校, 中等教育学校の後期課程, 高等専門学校(3年生まで)ならびに盲学校, 聾学校および養護学校の高等部)に入学を希望する生徒または現に高等学校等に在学している生徒であること
- (3) 身体が健康な生徒であること
- (4) 学業が優秀で性行の善良な生徒であること

2 支給内容

- (1) 支給額 1人 月額9,000円【予定】
- (2) 奨学生が休学したときは、その期間奨学金の支給を休止します。
- (3) 奨学生が次のア～エのいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を停止します。
ア 正当の事由なく履修学科を変更し、または転校もしくは退学したとき
イ 学業成績または操行が著しく不良と認められたとき
ウ 他の市町村へ転出したとき
エ その他教育委員会が必要と認めたとき
- (4) 奨学生が上記のアまたはイに該当する場合は、既に支給した奨学金の全部または一部を返還していただくことになります。
- (5) 予算の関係上、人数に制限があります。

【ご希望の方は、次の方法により手続きを行ってください。】

3 申請書類（書類は在学している各高等学校に、平成21年12月1日（火）以降に配布しますので、それ以降に学校へ請求してください。）

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
 - (2) 家庭調書ならびに民生委員の証明書（様式第2号）
- ※ 願書の押印は実印をお願いします。

4 提出期間

平成22年1月12日（火）から平成22年1月22日（金）まで（期限厳守）

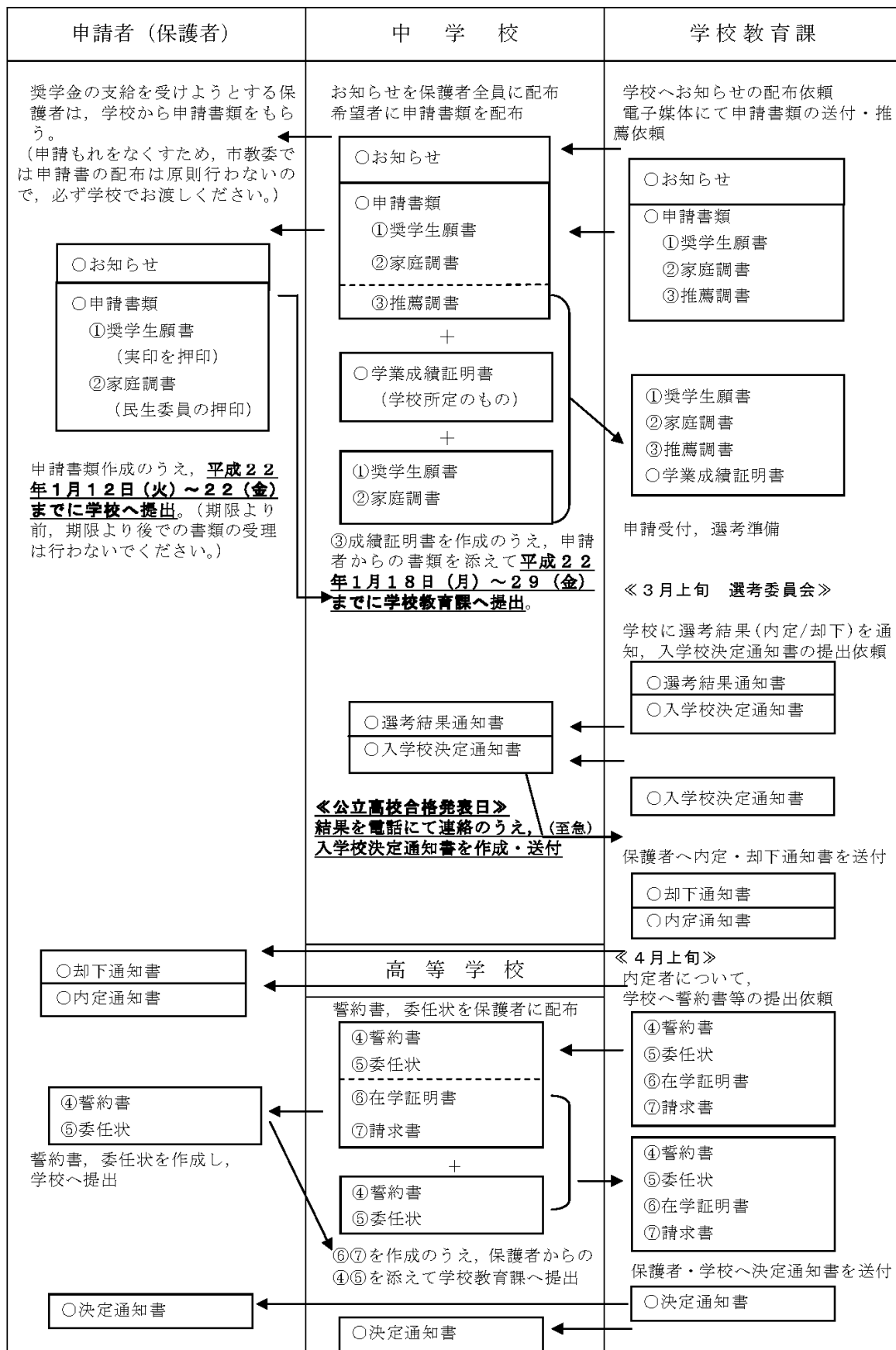
5 提出先 在学している各学校へ提出してください。

6 決定等の通知 3月中旬までに在学学校長および学校を通じて保護者宛に通知します。

7 支給方法 毎月高等学校長等を経て、本人または保護者に支給します。

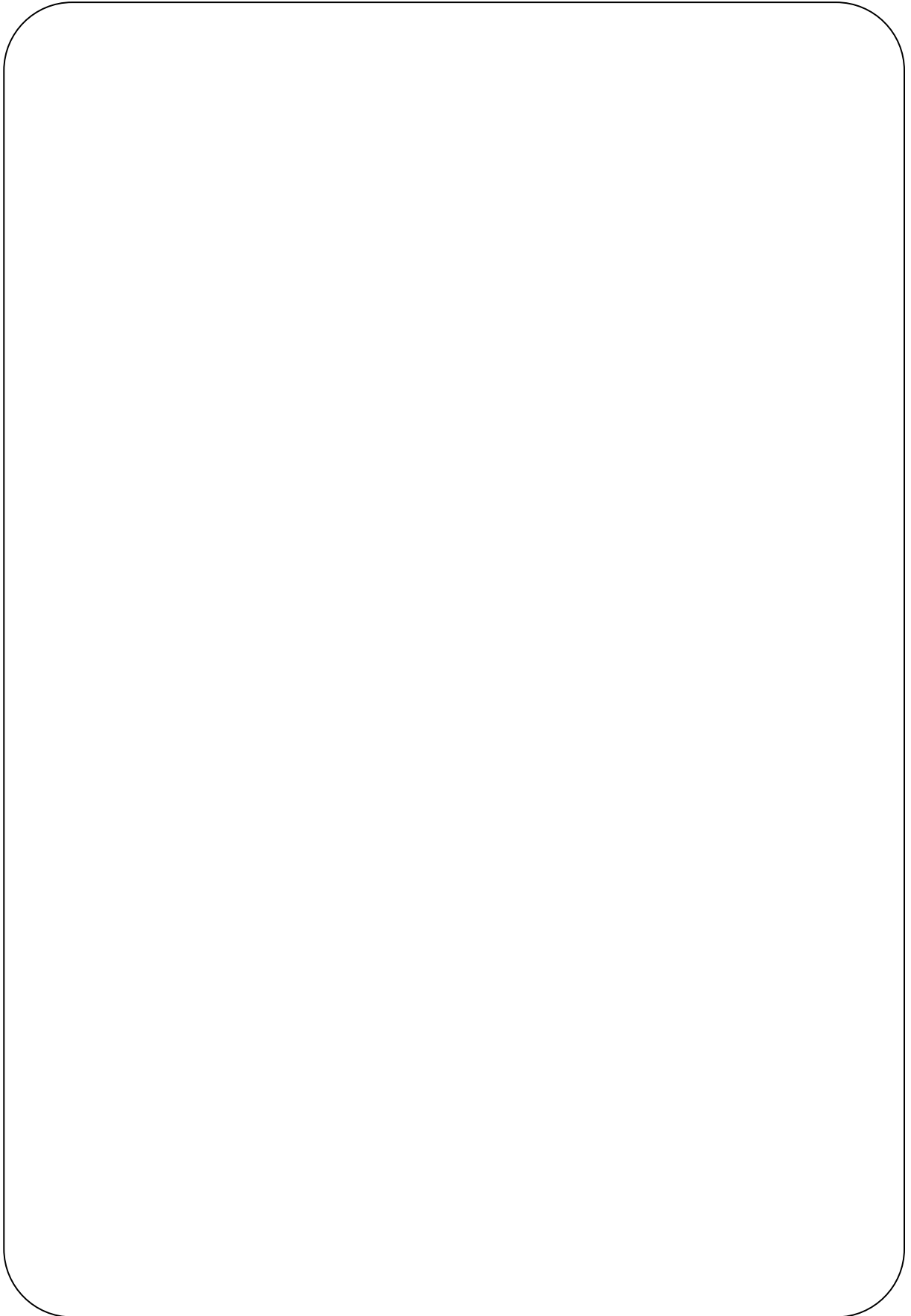
高松市教育委員会 学校教育課 奨学金貸付担当 （電話 839 - 2616）

2. 平成21年度 高松市奨学金支給制度の申請手順（中学生用）



※ 申請書類の申請者の押印はすべて実印をお願いします。

メ モ 欄



高松市役所周辺案内図



《 交通アクセス 》

- JR高松駅から徒歩約15分
- 琴平電鉄瓦町駅から徒歩約10分
- ことでんバス五番町バス停下車徒歩約1分
- ことでんバス市役所前バス停下車徒歩約1分

《 駐車場のご案内 》

高松市中央駐車場（中央公園地下駐車場）

- ※ 市役所1階で来庁証明を受けると、1時間駐車料が無料になります。



高松市の事業仕分けや行政改革に関するお問い合わせ先

総務部 人事課(行政改革推進室)

〒760-8571 高松市番町1丁目8番15号(本庁舎3階)

電話 : 087-839-2160 FAX : 087-839-2190

Eメール: jinji@city.takamatsu.lg.jp